

平成二十八年十月二十六日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 秋元 司君

理事 谷川 弥一君 理事 平井たくや君

理事 ふくだ峰之君 理事 牧島かれん君

理事 松本 文明君 理事 緒方林太郎君

理事 神山 洋介君 理事 佐藤 茂樹君

理事 青山 周平君 理事 池田 佳隆君

理事 石崎 徹君 理事 岩田 和親君

理事 大岡 敏孝君 理事 大隈 和英君

理事 大西 宏幸君 理事 岡下 昌平君

理事 神谷 昇君 理事 木内 均君

理事 國場幸之助君 理事 今野 智博君

理事 武村 展英君 理事 中山 展宏君

理事 長坂 康正君 理事 長島 忠美君

理事 福田 達夫君 理事 藤原 崇君

理事 務台 俊介君 理事 和田 義明君

理事 阿部 知子君 理事 井出 庸生君

理事 泉 健太君 理事 大串 博志君

理事 岡田 克也君 理事 金子 恵美君

理事 高井 崇志君 理事 辻元 清美君

理事 角田 秀穂君 理事 濱村 進君

理事 池内さおり君 理事 島津 幸広君

理事 浦野 靖人君

國務大臣 (宇宙政策担当) 鶴保 庸介君

内閣府副大臣 石原 宏高君

内閣府大臣政務官 武村 展英君

内閣府大臣政務官 豊田 俊郎君

内閣府大臣政務官 務台 俊介君

外務大臣政務官 武井 俊輔君

防衛大臣政務官 小林 鷹之君

政府参考人 (内閣官房内閣参事官) 佐々木俊一君

政府参考人 (内閣官房情報通信技術) 二宮 清治君

(総合戦略室次長)

政府参考人 (内閣官房総合海洋政策本部事務局局長) 甲斐 正彰君

政府参考人 (内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長) 塩川実喜夫君

政府参考人 (内閣府宇宙開発戦略推進事務局局長) 高田 修三君

政府参考人 (内閣府宇宙開発戦略推進事務局審議官) 佐伯 浩治君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局電波部長) 渡辺 克也君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 水嶋 光一君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 小泉 勉君

政府参考人 (文部科学省大臣官房参事官) 白間竜一郎君

政府参考人 (経済産業省経済産業政策局長) 柳瀬 唯夫君

政府参考人 (防衛省防衛政策局長) 岡 真臣君

政府参考人 (防衛装備庁プロジェクト管理部長) 田中 聡君

内閣委員会専門員 室井 純子君

委員の異動 十月二十六日

補欠選任 藤原 崇君

阿部 知子君 補欠選任 武部 新君

辻元 清美君 補欠選任 藤原 崇君

同日 阿部 知子君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

藤原 崇君 補欠選任 武部 新君

阿部 知子君 補欠選任 武部 新君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

○秋元委員長 この際、お諮りいたします。両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣参事官佐々木俊一君、内閣官房情報通信技術(Ｔ)総合戦略室次長二宮清治君、内閣官房総合海洋政策本部事務局局長甲斐正彰君、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長塩川実喜夫君、内閣府宇宙開発戦略推進事務局局長高田修三君、内閣府宇宙開発戦略推進事務局審議官佐伯浩治君、総務省総合通信基盤局電波部長渡辺克也君、外務省大臣官房審議官水嶋光一君、外務省大臣官房参事官小泉勉君、文部科学省大臣官房審議官白間竜一郎君、経済産業省経済産業政策局長柳瀬唯夫君、防衛省防衛政策局長岡真臣君、防衛装備庁プロジェクト管理部長田中聡君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○秋元委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○秋元委員長 これより会議を開きます。第百九十回国会、内閣提出、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案の両案を議題といたします。この際、お諮りいたします。両案につきましては、第百九十四回国会におきまして既に趣旨の説明を聴取いたしておりますので、これを省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○秋元委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○秋元委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。牧島かれん君。

○牧島委員 皆様、おはようございます。自民党の牧島かれんです。本日は、通称宇宙活動法、そして衛星リモセン法について質問させていただきます。まず、日本の宇宙開発の歴史について、少し振り返ってみたいと思います。一九五五年の糸川博士のペンシルロケットに始まり、日本は一九七〇年、ソ連、アメリカ、フランスに続いて、世界で四番目に、日本初の人工衛星「おおすみ」の打上げに成功しました。その後、静止気象衛星「ひまわり」や小惑星探査機「はやぶさ」など、日本の宇宙開発技術は進化を続

ています。人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

け、国際宇宙ステーションでは多くの日本宇宙飛行士が活躍をしています。また、若田光一宇宙飛行士は、日本人初のISS船長として、長期滞在を指揮するまでになりました。

このように、日本は、宇宙の技術の革新が進み、なおかつ、世界に対しても大きな貢献をしていると私は考えております。

そこで、大臣にお尋ねさせていただきます。日本の宇宙政策の方向性について、ぜひその指針を教えてください。

○鶴保国務大臣 本年四月に閣議決定をされました宇宙基本計画、ここにおきましては、宇宙安全保障の確保、民生分野における宇宙利用の推進、宇宙産業及び科学技術の基盤の維持強化の三つを、今後十年間の宇宙政策の目標と定めております。この目標に従いまして、我が国も産業振興としての宇宙政策を重点的に行いたい。

特に、委員御指摘のとおり、昨今の宇宙産業をめぐる地平は大きく変化をしております。世界じゅうが宇宙産業の振興にしのぎを削っている中で、我が国としても、海外展開に積極的に取り組むことが重要であると考えております。

準天頂衛星を初めとした各種の宇宙システムを整備するとともに、宇宙を利用した新事業、新サービスの創出など、宇宙開発利用戦略を強力に推進してまいりたいというふうに考えております。

○牧島委員 ありがとうございます。

今大臣がお話をしてくださりましたとおり、宇宙基本法の理念のつとめて宇宙の基本計画が指針として示され、また、宇宙産業へ日本の多くの事業者も期待をしているというのが現状ではないかと思えます。このような背景のもとで、このたび宇宙活動法が提出をされたというふうに理解しています。

昨今では、民間企業の宇宙活動が期待できる状況になってきています。だからこそ必要な法律なわけですが、民間企業の活動の現況について、ぜひ副大臣からお伝えいただければと思います。

ます。

○石原副大臣 お答え申し上げます。我が国の宇宙産業が置かれている国際環境は大変厳しいものがあるというふうに認識しております。各国が厳しい国際競争の中で懸命に頑張っている状況であります。また、国際的には、人工衛星から得られる情報を用いたベンチャーの動きもあり、我が国もおくれをとらないように、ベンチャー育成に取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところであります。

これまでも政府としては、今後二十年を見据えて十年間の宇宙基本計画を策定し、宇宙産業にかかわる事業の予見性を高めることなどに努めてまいりました。しかしながら、宇宙を用いた新たな産業や衛星データの活用、サービスの掘り起こしはまだまだ余地があるというふうに考えているところであります。

このような観点から、宇宙二法の制定は、審査基準の明確化等により、事業の予見性を高め、新規事業者の参入を促すものとして期待しているところであります。

○牧島委員 今、副大臣の方からベンチャーの育成というお話がありました。宇宙条約第六条では、自国の非政府団体、ここではベンチャーも含まれると思えます、の宇宙活動に対しては、国の許可及び継続的監督が必要とされています。これに対応した担保法というものは世界各国でつくられているのでしょうか。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。

米国、フランスのほか、オーストラリア、韓国など、人工衛星の打ち上げや人工衛星の運用など何らかの宇宙活動を実施している国を中心に、これまで二十二カ国が自国の宇宙活動に関する法律を整備していると承知しております。

○牧島委員 既に二十二カ国が整備をされているということですので、日本においても、民間企業の宇宙活動が進展している中、諸外国と同様に担保法を制定することは必須だと考えます。その際、安全の確保が重要でありまして、万が一

の事故についても制度を整えていかなければなりません。

人工衛星などの打ち上げや管理は許可制とされていますが、どのような点を事前審査するのでしょうか。また、ロケットの落下などで損害を賠償しなければならなくなった場合、政府はどの程度補償することになっているのか、教えてください。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。

本法案の目的として、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施すること、また、公共の安全を確保することとしております。このため、今法案におきましては、人工衛星打ち上げ用のロケットの設計が周辺の安全を確保するものだとしたこと、人工衛星の構造が部品の飛散を防ぐ仕組みを講じられていることなどを規定しており、内閣府令においてその基準を設けることとしております。

具体的な基準につきましては今後検討していくこととなりますが、人工衛星打ち上げ用ロケットの打ち上げ、あるいは人工衛星の管理において、基準を満たす設計、構造になっているか、そのための運用を行う能力があるかといった点について審査することになると考えております。

また、お尋ねの賠償制度につきましてはお答え申し上げます。

ロケットの落下などによる第三者損害に対しましては、民間保険契約などを義務づけるため、実際に政府補償などが支払われる可能性は低い。しかしながら、民間事業者による人工衛星の打ち上げサービスへの参入を促進するためには、リスクの上限を設定することが必要であります。

同様の政府補償制度を導入している米国などは、約二十九億ドルを上限に政府補償額を設定しており、本法における政府補償の上限額は諸外国の制度とも遜色のない水準になるよう、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○牧島委員 しっかりと規定、そして運用を求めてまいりたいと思います。

続いて、衛星リモセン法について質問します。近年の衛星リモセン記録は、空間においても、また時間においても、分解能力は大変上がってきています。また、コストも下がってきておりますので、衛星リモセン記録を活用する分野も広がってきています。

例えば、農業分野であれば、衛星リモセン記録を分析することで米の生育状況を把握することができ、また農業の生産性向上にも寄与できるようになっていくと考えています。さらに、防災、減災、鉱物資源、社会インフラの整備、維持といった分野でも衛星リモセン記録が活用できると考えます。

こうした新サービス、さらには新産業へのニーズが高まるにつれて、新規に参入をしようと思うリモセン事業者がふえていくのではないかと考えています。

一方で、衛星リモセン記録が悪用されることも懸念しなければなりません。万が一にもテロリストの手に渡るようなことがあつたら、安全保障上の大きな問題に結びかねません。だからこそ、こうした懸念への対応が重要だと思えますが、どのような対処が予定されているのでしょうか。

○石原副大臣 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、衛星リモートセンシング記録が悪用の懸念のある国やテロリスト等の手に渡ると、国際社会の平和等に支障を生ずるおそれがあります。このため、民間事業者が衛星リモートセンシング装置を使用する能力を持つ米国、カナダ、ドイツ、フランスの四方国では、衛星リモートセンシング記録を適切に管理するための法整備がなされているところであります。

我が国においても、衛星リモートセンシング記録の悪用を防ぐため、法案の中において、一に、衛星リモートセンシング装置の使用にかかわる許可制度を設けて、いわば情報の入り口から管理するとともに、二番目に、衛星リモートセンシング記録保有者の義務及び衛星リモートセンシング記

録を適正に取り扱う者の認定等を定めることにより、衛星リモートセンシング記録がテロリストの手に渡ることはないように取り扱いは確保していただきたいというふうと考えているところであります。

○牧島委員 今、副大臣の方から、悪用を防ぐ、入り口から管理をしていくという心強い御答弁をいただきました。

また、同時に進めなければならぬのは宇宙安全保障の確保だと思えます。現在、宇宙ごみ、スペースデブリは増加を続けておりますし、宇宙空間は混雑してきている、混んできているとも言われています。各国の宇宙空間の安定的利用が難しくなっていくのではないかと指摘する専門家の声も聞かせてきています。

そこで、日本の宇宙状況監視の体制の確立と能力向上を図る必要があると思えますが、防衛省が進めるSSAの現在の取り組み、また、さらに対策を強化するに当たって重要と考えている点について、お答えをお願いします。

○岡政府参考人 お答え申し上げます。
宇宙状況監視、いわゆるSSAの現在の取り組み状況でございますけれども、防衛省におきましては、米国及び国内関係機関との連携に基づく宇宙状況監視体制を構築するために、今年度は、宇宙監視システムに係るシステムの全体設計を実施しているところでございます。

来年度でございますけれども、こうした今年度の取り組みを踏まえまして、防衛省といたしましては、運用システムに加えて、我が国の衛星、スペースデブリ、不審な衛星等に対して常時監視可能なセンサーを整備することを旨とし、二十九年年度概算要求でも関連の経費を計上しているところでございます。

こうした宇宙状況監視体制の構築に当たりましては、文部科学省やJAXAといった関係政府機関が一体となった運用体制を構築することが必要と考えておりまして、引き続き政府横断的な取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

でございます。

また、御質問がありました、宇宙ごみやスペースデブリ等に対するSSAの能力を強化するに当たって重要な点ということでございますが、私も防衛省といたしましては、米軍との連携が不可欠であるというふうな認識をしております。宇宙協力にかかわります日米間の協議の場を通じて、情報共有でございますとか、あるいは要員の養成でありますとか、そういったことも含めまして、日米間の具体的な連携のあり方についてさらに検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○牧島委員 今、御答弁の中にありましたとおり、SSA全体の設計をさらに進めていただきまして、日米連携も重要だということに思っています。

このように、二国間また多国間を通じた政策調整、協力関係の検討も進んでいると思えますが、さらに信頼を醸成する体制を整えるためには、COPUOS、国連宇宙平和利用委員会などの場も活用しながら、国際的なルールづくりにも日本は積極的に参画すべきだと考えています。

この点、外務省の御見解をお聞かせください。
○水嶋政府参考人 先ほど委員からも御指摘ございましたが、近年、宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴いまして、宇宙空間の混雑化が進んでおります。宇宙ごみ、スペースデブリの増加によりまして、人工衛星の衝突可能性の高まりなどによりまして、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクが増大していると認識してございます。

このような状況に対応するために、御指摘の国連宇宙空間平和利用委員会、COPUOSでございますが、を初めとする多国間の枠組み、また、さまざまな各国との対話や協議の場を通じて、宇宙空間の持続可能な利用の確保に向けた議論が進められております。

我が国は、こうした宇宙空間における国際的な規範づくりに関する議論に積極的に参画をし、宇宙空間における安全の確保に向けた取り組みに貢献しているところでございますが、今後、官

民を問わず、宇宙空間の利用の拡大、宇宙空間を利用したサービスが、国民生活にとっても一層重要になっていくことが見込まれますので、各国との対話や協議、国際会議の場を通じて、諸外国との緊密な連携をし、宇宙空間における法の支配の実現及び安全の確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○牧島委員 ぜひ国際的な規範づくりにかわつていただきますよう、期待をしたいと思います。
日本の安全保障にとって重要なもう一つの案件、MDA、海洋状況把握についても質問させていただきます。

MDAは、国の防衛、安全、経済、環境に影響を与える可能性のある海洋に関する事象を効果的に把握するものとされています。シーレーンにおける海賊行為、我が国の領海及び排他的経済水域内での外国漁船による違法操業といった脅威への対応は、喫緊の課題となっております。

そこで、宇宙の技術をMDAの能力の強化に活用すべく、海洋関連情報の集約そして共有のあり方について検討、整理が始まっていると理解してございますが、総合海洋政策本部における現在の状況について教えてください。

○甲斐政府参考人 お答え申し上げます。
政府といたしましては、昨年十月に、衛星情報の活用を含めた我が国の海洋状況把握、いわゆるMDAに関するコンセプトを関係省庁間で取りまとめましたが、本年七月には、我が国のMDAの能力の強化を図るために、総合海洋政策本部決定を行っております。

その内容は、簡単に申し上げますと、関係省庁及び政府関係機関が連携協力をしまして、第一に、衛星情報を含む海洋情報の効果的な集約、共有などのための体制を整備すること。第二に、MDAの基礎となる海洋情報の収集、取得及び海洋観測などに関する基盤を強化すること。そして第三に、海洋観測、調査などに関する国際協力の推進に取り組むことでございます。

現在、同本部決定に基づきまして、平成二十九

年度から整備に着手いたします海上保安庁の海洋状況表示システムに対しまして、内閣情報調査室やJAXAなどで保有されておられます衛星情報の活用などにつきまして、検討を進めていくところでございます。

○牧島委員 ぜひ関係省庁、機関の連携、そして国際協力の推進をお願い申し上げます。

また、防衛省が進める陸海空の統合運用においても、それを支える通信基盤の整備をしていかなければならないという御指摘が出ておられるかと思えます。この点、御所見を教えてください。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。
現在、防衛省で整備を進めておりますXバンド通信衛星、これは、統合機動防衛力の構築に向けて、将来の通信所要、機能に見合うよう、次の三点におきまして能力の向上を図ることとしております。

まず一点目は、陸海空自衛隊の各部隊間で円滑な通信を確保すること、二点目は、より大容量の画像、映像データ、こういったものの伝送を可能とする通信容量の拡充、三点目といたしましては、海外で各自衛隊が活動しておりますけれども、こうした海外で活動する部隊へ必要十分な通信所要を確保すること、こういったことを図っていきたくというふうな考えているところでございます。

このため、平成二十四年度以降、衛星二基の整備を進めておりまして、本年度末までに一基目を種子島から打ち上げる予定というふうなことをしております。また、本衛星は三基体制を目標としておりまして、三基目の整備等に必要経費をいたしまして、来年度の概算要求におきまして約一千億円の要求を行っております。

防衛省といたしましては、引き続き本衛星の着実な整備に努めてまいりたいというふうな考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○牧島委員 通信基盤の体制を整えていくということは大変重要なことであるというふうな改めて

認識をさせていただきました。

宇宙空間の平和的そして安定的利用の確保は社会の要請が高まっています。また、宇宙活動に参入を目指す新規企業にとっては、速やかに明確な基準が示されることが重要です。また、リモセン記録についても、解像度の高い商用の衛星画像が既に存在している中で、安定した事業環境を整えていく必要があります。

だからこそ、宇宙の可能性、安全保障上の重要性を鑑みたとき、この両面において宇宙活動法と衛星リモセン法は速やかに成立させる必要があるということをお願い申し上げます。

○秋元委員長 次は、佐藤茂樹君。

○佐藤茂樹委員 公明党の佐藤茂樹でございます。きょうは、いわゆる宇宙二法に対する質問の機会をいただきました。大変ありがとうございます。

私は、今から八年前、議員立法で宇宙基本法をつくりましたときに、自由民主党は河村建夫官房長官、民進党は野田佳彦現幹事長とともに、議員立法に携わらせていただいた一人として、その宇宙基本法を受けての二法案が今回出されるということに対して、非常に感慨深いものがあります。

宇宙基本法も、目的に始まって六つの基本理念、三十五条全てに対して、一つ一つ我々もチェックをしたわけでございますが、その宇宙基本法の三十五条に「政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならぬ」という規定があるわけですね。

当時、衆参ともに内閣委員会で決議が行われまして、本法の施行後二年以内をめどに、今の三十五条で書かれたさまざまな規制などに関する法制を整備するべきである、こういう決議がなされて

いるんです。少し時間はかかりましたけれども、今の宇宙を取り巻く状況、民間企業がこれから宇宙活動を進展させ参入していくに当たりましては、活動に関する基準を明確にして予見可能性を向上させる、さらには、打ち上げに伴うリスクに対する公共の安全の確保、さらに、万が一の損害が発生した場合に被害者の保護を図ることというのは大変重要なことでありまして、今回の法整備というものは、私は、少し時間はかかりましたけれども、ようやくここまで来たのか、これをしっかりと早期に成立させて環境を整えなければいけない、そのように考えているところでございます。

それで、まず一本目の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案につきましてお尋ねをしたいわけですが、宇宙基本計画の最新の第三次計画におきまして、この法律について触れている部分があります。

それは、「四 我が国の宇宙政策に関する具体的アプローチの中に「新規参入を促進し宇宙利用を拡大するための総合的取組」、こういうことが最新の宇宙基本計画で決定をされているわけです。その中に、少し長いんですが、「超小型衛星の活用、衛星データの利用等の新たなビジネスモデルで勝負する民間事業者の新規参入を後押しする制度的な枠組みや、後述する「宇宙活動法やリモートセンシング関連法に関する取組を含め、平成二十八年度末までに必要となる制度等を包括的に整備することを目指す。」こうなっているわけがあります。

この後段の部分は、今回二法案が提出されて、可決、成立すれば整備されることになるんですが、今のこの決定事項の中の前段の、超小型衛星の活用、衛星データの利用等の新たなビジネスモデルで勝負する民間事業者の新規参入を後押しする制度的な枠組みを整備することを目指す、そういうふうになっているわけですね。

今回、新たなビジネスモデルで勝負する民間事業者の新規参入を後押しする制度的な枠組みというのは、この二法案に含まれているということな

のか、それとも、別途そういう制度的な枠組みを整備されていくのか。整備するとすれば、どのような制度的な枠組みを検討し、この新規参入を促進されようと考えておられるのか。まず鶴保宇宙政策担当大臣にお尋ねしたいと思います。

○鶴保国務大臣 佐藤委員が宇宙基本法の策定に多大な御尽力をされたこと、改めて敬意と感謝を申し上げます。そうした宇宙基本法を受けて今回の二法案でございます。

もう委員御承知のとおり、今回の二法案につきましては、これらの基本法の理念を踏まえ、民間事業者におけるロケットの打ち上げや、衛星リモートセンシング記録の適切な取り扱いに際し、必要となる環境を整備し、そして事業の予見可能性を高めるものであるということは御承知のとおりであります。

これと加えて、法案以外の枠組みであります。宇宙基本計画工程表におきまして、宇宙機器・利用産業の将来動向や政府の関与のあり方等について検討することとさせていただいております。

本年六月、宇宙政策委員会のもとに宇宙産業振興小委員会を設置いたしました。宇宙産業ビジョンの検討を始めさせていただきます。これまでの小委員会では、宇宙機器産業や利用産業の現状と課題等について議論させていただいております。

今後、具体的な支援のあり方も含め、来年春ごろに宇宙産業ビジョンを取りまとめる予定であります。政府として、宇宙産業の振興に向け、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

後、残り時間、もう多分、宇宙に関連する法案というのは何年か一回ぐらいしか出てこないと思うので、その解釈をしっかりと政府側として、何点か確認させていただきたいと思うんです。

一つは、第一条の「目的」、ここについて確認をさせていただきます。先ほど言いましたように、産業の振興という観点は非常に大事なんです。少し懸念があるのは、昨年六月二十四日の宇宙政策委員会の間取りまとの中の宇宙活動法に対する基本的な考え方の中で、宇宙活動法を制定する意義として三つ挙げられているわけでありまして、その一つが「民間宇宙活動の時代に対応した宇宙諸条約の誠実な履行」、二つ目が「公共の安全の確保」、そして三つ目が「産業振興の制度インフラとしての法制」、こういうことが掲げられて、今回のこの法律に結びついているわけですね。

ところが、今回の法律第一条の「目的」の中には、一つ目の宇宙諸条約の誠実な履行ということと書かれております。二番目の公共の安全の確保ということも条文上明確にされているわけですが、三番目の産業の制度インフラとしての法制という意義が、条文上、第一条を読む限り明記されていないようにも受け取れるわけですが、何ゆえ、産業振興の制度インフラ、そういう目的を条文上明記されなかったのか、お伺いをしたいと思います。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。本法案は、その目的において、宇宙基本法の基本理念に基づくこととしております。同基本理念には、産業の振興に努めるべき旨が定められていることから、本法案の目的には、産業振興が一つの柱として含まれているというふうに解しております。

また、法第三条におきまして、この法律の施行に当たっては、我が国の人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をすることとしており、本法の施行を通じた産業振興に努めて

まいる所存でございます。

○佐藤(茂)委員 ぜひ産業の振興という観点、我々が宇宙基本法をつくったときにも、それまではやはり、どちらかというところとJAXA、文科省を中心とした研究に特化していた、そういう宇宙開発というものを、もう少し視野を広げよう、そういう観点の一つに産業の振興というものもあつたわけですので、そこには、これから行政として施策を進めていただく皆さんにもぜひ関心を持っていただくたいと思っております。

もう一つお聞きをしたいのは、第六条の「許可の基準」ということであります。

最近も、中国が宇宙開発を進めて、神舟第十一号というのを十月十七日に打ち上げまして、天宮二号という中国独自の国際宇宙ステーション計画を進めているというように言われているわけですが、中国は、これによって六度目の有人宇宙船の打ち上げを行っているわけでありまして、日本の場合、国際宇宙ステーションで、先日、大西飛行士がロケットアームを使って民間輸送船を、シグナス六号機をキャッチするという極めて歴史的な任務を成功させたわけですが、国際宇宙ステーションまでの有人宇宙船の打ち上げというのは、現在ではロシアのソユーズに頼っている、そういう状況であります。

そこで、この今回の法律の第六条の「許可の基準」で、内閣総理大臣が行う人工衛星等の打ち上げに係る許可の基準が条文化されているんですけども、そのことに関連して、昨年六月二十四日の宇宙政策委員会の宇宙活動法に関する基本的な考え方において、有人宇宙輸送機の打ち上げは、当面、許可を行わないとする考え方が示されているわけですが、その理由は何ゆえなのかということ、あわせてもう一つ、政府としての考え方を

お聞きしたいのが一つ、もう一つは、本法律案では有人宇宙輸送機の打ち上げの許可申請について想定されているのかどうか。仮に有人宇宙輸送機への許可申請が出されてきた場合に、宇宙政策委員会の先ほどの政策判断に沿って、打ち上げを

却下することは本法律案ではできるのかどうか、そのことについての見解を伺いたいと思っております。

これは、大臣、ぜひ御答弁いただきたい。

○鶴保国務大臣 有人宇宙輸送機の打ち上げについて、当面、許可を行わないこととさせていただきます。また、許可を行わないこととさせていただきます。また、規制の対象となり得る立法事実としての具体的な計画も現在のところ承知しておりません。そのためであります。

また、本法案の条文におきまして、有人宇宙輸送機の打ち上げについて対象に含まれてはおりません。ただし、具体的な計画を承知しておりませんので、その許可についても現時点では想定はしておりません。

○佐藤(茂)委員 そうすると、追加で、そういうことはないんだけれども、当面が解消され、許可を行うような状況というのは、どういう状況になれば許可が行われるというように考えておられるのか、あわせて大臣に御答弁いただければありがたいと思っております。

○鶴保国務大臣 有人宇宙輸送機の打ち上げにつきまして、それを現実に導く技術基盤が確立をし、国内に所在する打ち上げ施設等を用いて行われることが見込まれることになった時点であります。したがって、先ほど、現時点ではそれが想定されていませんと申し上げましたが、それができ得る時点ということになるかと思っております。

したがって、現実には、現時点で、この法案においては、附則第五条において、この法律の施行後五年を経過した時点で、法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとさせていただきます。

○佐藤(茂)委員 それでは、二つ目に確認しておきたいのは、第九条「損害賠償担保措置を講ずべき義務」という条文がございます。打ち上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていない場合は打ち上げを行ってはならないとなっているわ

けであります。

民間の企業の皆さんがやはり参入していくのに、予見可能性という点では、これは極めて大事な点であります。具体的には「内閣府令で定める金額」、これを賠償措置額というふうですが、この賠償措置額を「ロケット落下等損害の賠償に充当することができるもの」として内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの、これを相当措置というように条文上書いていますが、というふうですが、この九条について二点まとめて伺いたいと思っております。

まず一点目に、この賠償措置額の目安として、事前に私どもの党でも政府側で御説明をいただいたときに、現在JAXAがHIIAやHIIIBロケット等を打ち上げる際の保険金額は約二百億円、そのように伺っておりますが、この法律案では、内閣府令で定める賠償措置額の目安はその程度と考へておられるのかどうか。

二点目には、この九条の中にある相当措置、すなわち、「これらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの」というのは具体的にどのような措置を想定されておられるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 お答え申し上げます。人工衛星等の打ち上げに伴い発生し得る損害の規模は、ロケットの大きさや打ち上げる場所の周辺環境などによって異なつてまいります。そのため、本法では、人工衛星の打ち上げ用ロケットの設計、打ち上げ施設の場所、その他の事情を勘案した上で、個別に保険額を算定することとしております。

具体的な額につきましては、今後内閣府令で定めることとしておりますが、特にベンチャー企業等の新たな小型ロケットに対しましては、そのロケットの規模に応じた合理的な額となりますように検討を進めてまいりたいと考えております。

また、お尋ねのございました相当措置につきましては、例えば外国政府によるロケット落下等損

害を賠償する旨の補償や、銀行による補償などが想定されているところでございます。

○佐藤(茂)委員 ぜひ、法律が通つたら、しつかりと、ある程度の基準を明確に公表していただきたいと思つておられます。大体この程度の規模ならこのぐらいの額であるということ、ぜひはつきりさせていたいただきたいと思つておられます。

続いて、時間も限りがありますので、二本目の衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案について、まず条文の中身のことで一点確認しておきたいと思っております。

第十九条でございます。「衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令」というところで、内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、十分な理由があるときは、「範囲及び期間を定めて記録の提供の禁止を命ずることができる、こういう条文であります。

ここで言う「国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるときに足りる十分な理由」というのは具体的にどのような事態や理由を想定されているのか、できるだけ明確にお示しをいただきたいと思っております。

○鶴保国務大臣 一般論といたしましては、この提供禁止命令の発動につきましては、個別具体的な状況に応じて総合的に判断をする必要があり、具体的な状況を一概に定めることはできないと思つております。

その上で、あえて申し上げるとするならば、例えば、衛星リモートセンシング記録が紛争当事国やテロ組織等によって利用され、武力紛争やテロ行為等が助長されるおそれがある場合、また、政治的、軍事的な情報収集手段として利用され、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがある場合などには提供禁止命令が発動される可能性があると考えております。

なお、提供禁止命令につきましては、衛星リモートセンシング記録を保有する者の経済活動を

制約するものであることから、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときに限って発動するものであり、その内容も必要最小限のものでなければならぬと考えております。

○佐藤委員 最後、残り時間二分ほどありますので、もう一つは、この衛星リモートセンシング政策というものは、先ほど質問された牧島先生もおっしゃいましたように、さまざま分野でこの衛星リモートセンシングというものは活用できる余地があるわけですね。ただ、民生と安全保障の両分野における利用促進と、今回の法案で整備される管理強化のバランスをいかにとっていかかということが今後の課題だと思っております。

やはり、この衛星リモートセンシングデータの利活用を促進する一方で、我が国の利益を阻害するような形でデータが利用されることのないように、政府が衛星画像データを適切に管理することのために必要となる法制度を整備することは今回できるかと思うんですけれども、あとは、この民生、安全保障の両分野で、衛星リモートセンシングの利用促進について、いかなる方針を決めて推進していくかということが問われてこようかと思っております。

最新の宇宙基本計画工程表でも、「我が国の安全保障上の利益とリモートセンシング衛星の利用・市場の拡大についてのバランスに配慮すべく、衛星リモートセンシング関連政策に関する方針を平成二十八年度末までに策定する。」というように明記されているわけですが、この工程表とおり、リモートセンシング関連政策に関する方針をしつかりと検討してつくっていただきたいと思っておりますが、大臣の見解を伺いたいと思っております。○鶴保国務大臣 委員御指摘のとおり、産業の振興と規制のバランスを踏まえることは大変重要だと理解しております。

この方針、リモートセンシング関連政策に関する方針の検討に当たりましては、当法律案の制度の詳細を踏まえる必要があると考えておりまし

て、両者のバランスを勘案しながら、総合的に検討を進めさせていたと思います。

リモートセンシング衛星の利活用を一層推進していくため、リモートセンシング関連政策に関する指針の策定に向けて積極的に取り組ませていただきます。

以上でございます。

○佐藤委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○秋元委員長 次に、緒方林太郎君。

○緒方委員 民進党、緒方林太郎でございます。本日、宇宙関係二法の審議ということで、鶴保大臣、そして武井政務官、小林政務官、よろしくお願いを申し上げます。

宇宙法に入ります前に、まず大臣に幾つか御質問させていたきたいと思います。大臣はスピードが大好きなようでございまして、七月中旬、大臣は四十キロ以上の速度オーバードで検査されまして、反則金ではなくて、略式起訴の上、罰金を払っておられるというふうにお伺いをいたしております。これについての認識をまずお伺いしたいのと、あと、今は免許停止の状態でしょうか、大臣。

○鶴保国務大臣 まず、免許停止の状態は抜けました。めでたくも返ってまいりました。あと、それに対する所感については、記者会見等で申し上げたとおり、襟を正して頑張つてまいりたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、スピード狂ではありません。しかし、仕事はしつかりスピード感を持ってやっていきたいというふうに考えております。

○緒方委員 大臣は、十年前の二〇〇六年年末にも、三十五キロの速度オーバードで検査されて罰金となつております。その際、大臣は自分のホームページに、反省、反省、それにしてもどこからこんな情報が出るんですかね、数年ぶりの交通違反、また襟を正さねばと書いておられます。情報が漏れるかどうかという話ではないという

ふうにお伺いしますが、大臣、いかがですか。

○鶴保国務大臣 それはそのとおりだと思っております。その当時、私は率直にそう思つて書いたものであります。

今回の違反につきましても、余り申し上げておりませんけれども、十年ぶりの違反でありましたので、今回もそれは同じ思いでございます。

○緒方委員 これ最後にしますが、十年前の時点で数年ぶり、そして、また襟を正さねばと書いています。ということは、これ以外にも、その前にもまた交通違反があるということですが、略式起訴による罰金を支払つたのは二〇〇六年と今回と二回だけです。

○鶴保国務大臣 若いころは、どうですかね、スピード違反であつたかどうかわかりませんが、あつたかもしれません。ただ、交通違反だけではないと、さまざまな点で私は襟を正さねばならぬと思うことはあります。

したががまして、今回も、その折々において襟を正さねばならない、そういう思い、所感を述べたものであると理解をいたされればというふうに思っています。

○緒方委員 それでは、宇宙の法案に入つていきたいと思つております。

今回、宇宙関係二法ということでありますが、皆さん、ここまでの審議でも宇宙、宇宙という言葉を使つておられますけれども、そもそも宇宙という言葉は何ぞやという議論というのが根本的なところにあるのではないかと思っています。地上からずっと高さが上がつていって、あるところまでは領空です。そして、どこからかが宇宙であります。

かつて、昭和六十一年の参議院の内閣委員会で、外務省の政府委員がどのように答えておられます。「まだ合意がございませんけれども、大体上空九十キロとかあるいは百十キロとか、そういうところが討議の中心になつていようございまして、したががまして、メートルで申しますと十メートルでございましょうか、そのぐらいの高さ

のところまで引くというのが大体のアイデアのようでございます。」というのが、今から三十年前の答弁としてございます。

現在、宇宙というのはどのあたりからが宇宙だというふうにお考えでしょうか。これは武井政務官でよろしいですか、政務官。

○武井大臣政務官 お答えいたします。

過去の御質問等もあつたわけでございますけれども、現在におきまして、宇宙諸条約、四つの条約があるわけでございますが、この中に、宇宙空間の定義というものについては明確な規定は存在しておりません。また、国連の宇宙空間平和利用委員会法律小委員会、こちらの方でも、長年にわたつてこの議論はしております。ございましてけれども、現時点におきましても結論は得られていないというふうにお伺いしております。

宇宙空間の範囲に関する考え方にはさまざまなものがあるわけでございますけれども、例えば、宇宙物体の通常の衛星軌道飛行が大気の摩擦によつて不可能になる高度、これが百キロメートル前後というふうに言われておりますが、以上からが宇宙の空間であるというふうな考え方もあると承知しております。

いずれにいたしましても、宇宙空間の定義や範囲は今定まつておりませんが、また、領空と宇宙空間の境界についても明確な境界というものがあると思つていないというのが現状であります。

以上であります。

○緒方委員 最後の、明確な境目が無いという言葉がちよつとひつかかたんですけれども、考え方として、どこからかが日本の主権を主張することができる場所ですので、どこからかが人類共有の財産というか、誰でも使つていいこととなんです。宇宙条約にあるような宇宙だということなんです。外務省としてどういうふうにお考えですか、外務省をお伺いしたいんです。

て、そして宇宙があるというふうな考えているのか、それとも、宇宙と領空というのは明確に切り分けられ、明確に切り分けられるんだけれどもその境がわからないという考えなのか、いずれでございませうか。

○武井大臣政務官 領空の上限というものは、かねてより議論しておるところでございませうが、先ほども申し上げましたけれども、国際法上に明確に定まっているわけではないわけではございませう。

例えば、先ほど申し上げましたが、人工衛星軌道が一番低いところの高さ、これが高度八十キロから百六十キロというふうな言われております。また、空気力学上、いわゆる浮揚力、浮く力がなくなるのが高度約九十キロというふうにも言われております。他方で、空気の反作用によって飛行機が飛べる高度というのが高度約三十キロというふうな言われております。

ですから、いずれにいたしましても、それぞれ見解が分かれているところではございまして、現段階において、ここから先が宇宙空間、ここから下をもつて領空となすという定義は定まっていないうのが現状であります。

以上です。

○緒方委員 今お話を聞いておりますと、例えば低高度衛星を飛ばすときなどは、大気が存在をしていると、高速で行くときに非常に衛星が傷むとかそういう話があつて、大体百キロから百十キロぐらいだということなんです。

もう一回だけお伺いいたしますが、少なくとも大気が存在しているところについては領空だということに認識をされる、そこから先がわからないということなのか、そのあたりはどうでしょう、政務官。

○武井大臣政務官 ありがとうございます。

先ほど来申し上げておりますが、上限については現段階においては明確になっていないというふうな申し上げるに尽きるということではございませう。

○緒方委員 ここからは小林政務官にお伺いをいたしますが、弾道ミサイルとの関係でこの問題が出てくると思ひます。弾道ミサイルがどのあたりを飛んでいるかということによって、結構考え方が違ふんではないと思ひます。

今、自衛隊法の第八十二条の三では、防衛大臣は、弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命または財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、我が国領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができるといふこと、必ずしも領空概念とかそういうことと関係なく、よく定義のわからない上空という言葉を使われて、そこで破壊命令を出すことができるということなんです。

よくよく考えてみると、すごく低高度ということか数十キロぐらいのところを飛んでいるときというのは、我が国に飛来するおそれがあるとかないとか、その落下によって我が国領域における人命または財産に対する被害を防止する必要があるとかないとか以前の問題として、そもそも主権が侵害されているということになるんじゃないかと思ひます。

このあたりの、自衛隊法における弾道ミサイル等に対する破壊措置と、そもそも主権がある地域を弾道ミサイルがばつと抜けていくということとの関係についてどうお考えでしょうか、小林政務官。

○小林大臣政務官 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘いただきました弾道ミサイルへの破壊措置につきましては、御指摘いただいた自衛隊法第八十二条の三に規定しておりますが、我が国領域または我が国周辺の公海の上空において破壊するものとされております。

法理上は、委員おっしゃったとおり、弾道ミサイル等の高度、軌道にかかわらず、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等であれば、自衛隊はこの条文に基づき対処できるということとされております。

それで、例えばそれが外国に向かうような弾道ミサイルであつた場合につきましては、仮に我が国の上空を横切るような、そういう場合に、このことだけをもって武力行使のいわゆる三要件を満たすということはありません。

ただし、その時点における状況を全体的に評価した結果、これがその三要件を満たすような場合には、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置として、我が国が当該弾道ミサイルを迎撃することも可能となる場合があるというふうな考えております。

○緒方委員 そうすると、我が国の、例えば三要件を満たす云々と、自衛権の概念を今いろいろ言われましてけれども、それ以前の問題として、例えば高度二十キロぐらいのところをミサイルがぶつと他国に向けて飛んでいるときというのは、そもそも、私は主権が侵害されているんじゃないかというふうな思ひます。それが日本に落ちるかどうかということと関係なく、そういうふうには防衛省は考えていないということですか、政務官。

○小林大臣政務官 お答え申し上げます。

ただいま委員から御指摘いただきました点につきましては、繰り返しになりますけれども、法理上、その高度、軌道にかかわらず、我が国に向けて現に飛来するミサイル等であれば、八十二条の三に基づいて対応することになると思ひますし、三に基つて対応することになると思ひます。また、それがその他の外国に向けて通過していく場合については、先ほど御答弁させていただきましたとおりでございます。

○緒方委員 答弁がなかなか難しいということはいさよわかりました。

これは事務方にお伺いをいたしたいと思ひます。弾道ミサイルに対する破壊措置のところ、

「我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができ」とありませうが、この上空といふのはどこまでを指すというふうにお考えでしょうか、防衛省。

○岡政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問がありましたとおり、自衛隊法第八十二条の三におきまして、我が国領域または我が国周辺の公海の上空において破壊するものと規定されているところで、今の上空といふところについては御質問だつたというふうな認識いたしました。これにつきましては、この法律上の規定にもございませうとあり、具体的に何キロまでということが規定されているわけでは必ずしもないと思ひます。他方、そこはもちろん能力の問題としてどこまでできるかという、そういう意味での限界はあろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、この法律の趣旨は、我が国に飛来する弾道ミサイルについて、これが我が国領域における人命または財産に対する被害を防止するためという目的に合致する形で迎撃をするということになるかと思ひます。

○緒方委員 能力の話がありました。そうですね。何万キロというところに、撃ち落とせるわけでもないですし、対応できるわけでもないわけではあります。

ただ、法律用語で上空という言葉というのは余り聞かないのかなという気がしますが、単に上空という言葉はよくありますが、単に上空という言葉としては、よく調べていないわけでも、法律用語として余りよく聞かないわけでもありまして、空をどこか遠くまで見ていけば、どこかで必ず宇宙条約に当たるわけでは、この上空というのは、いずれにせよ、今言った領空の概念と宇宙の概念の境目のところとどこであるかという議論と重なってくるところがあるわけですが、大体答弁で政府の方針はわかりましたので、この話はこの場で終らせていたしたいと思います。

ありがとうございます。

次に、宇宙開発に関する総論なんですけれども、宇宙産業の振興を図るために、日本も、例えば人工衛星であるとかいろいろものを調達するとき、いろいろなどから調達できるようにすべきだと思ひますけれども、現在、日米構造協

議のときだと思ひますけれども、日米衛星調達合

意というのが存在を置いて、基本的に、日本が人工衛星等を調達する際、アメリカから優先的に調達をしているという実態がございます。

別にアメリカから輸入すること自体が悪いと言つてもありませんが、アメリカから優先的に輸入することになるときに、宇宙産業の振興の阻害要因になっているんじゃないかと思えるところもございませう。これについて、鶴保大臣、いかがお考えでしょうか。

○鶴保国務大臣 御指摘の日本衛星調達合意とは、非研究開発衛星の調達手続を指すと考えますけれども、この手続につきまして、平成二年、非研究開発衛星を調達するための、透明、公開、かつ無差別を原則とした競争的手続を我が国の自主的措置として決定し、書簡をもって米国に通報したものであります。

したがって、米国政府も本書簡において同様の措置をとることとしておりまして、一方的な内容であるとの御指摘は当たらないというふうに考えております。

○緒方委員 では、実際の調達の実態についてお伺いをいたしたいと思います。

この合意に基づいて調達をされる人工衛星等々の宇宙に関する機材というのは、アメリカからかなり優先的に輸入しているんじゃないかと思えますが、では、これは事務方でお願ひいたします。

○小泉政府参考人 お答え申し上げます。

事実の問題としてお答えをさせていただきます。

今言及のございました書簡が交わされて以降、計十七基の非研究開発衛星の受注がなされております。うち十四基が米国メーカーからのもの、残り三基は国産のものでございます。(緒方委員「残り三基は何と呼ぶ」国産のものでございます。)

○緒方委員 結局、先ほど大臣は、一方的なものだという指摘は当たらないということでありましたが、十七基あつて、そのうちの十四基はアメリカから輸入をして、そして三基は国産だということとで、一方的だという指摘は当たらないというそ

の指摘が当たらないんじゃないかと思ひますけれども、大臣、いかがですか。

○鶴保国務大臣 十四基と三基がどう評価をされるかは、またいろいろあるところだと思ひます。書簡におきまして、無差別を原則とした競争的手続を行うということになっておりますので、この存在が日本の宇宙産業の足かせになっていないかというふうには考えておりません。

○緒方委員 では、認識をもう一度だけお伺ひいたします。

無差別をやつただけけれども、アメリカからの輸入が、結果として、十七基あつたうちの十四基はアメリカで、日本の国産が三基で、例えばヨーロッパとかそういったところからの輸入がなかったことは、あくまでもマーケットメカニズムとか無差別の原則とかで行われた結果であり、何ら神の手が働いているとかそういうことではないという理解でよろしいですか。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。

日米衛星調達合意が結ばれた当時、我が国は大変大きな貿易黒字がございました。米国側は、日本が幼稚産業を保護しているだろう、日本の衛星の技術力は弱い、アメリカは強いはずだ、なのに日本の国内調達は日本の衛星ばかりを買う、これは何か不透明な貿易阻害措置があるんじゃないか、そういうことで、日米調達合意の中では透明な手続をとるという合意になったわけでありませう。

そうして見ますと、これは率直に申し上げますが、やはり、米国は戦後一貫して宇宙開発を行つておりまして、それに比べて、日本は一生懸命やってきましたが、実力面におきましては彼我の差がある。こういうことで、我が国の民間通信事業者なども、例えば、コスト、デリバリー、クオリティー、こういったものでいいものだったらもちろん日本のものを買いますと言いながら、なかなか、米国製などを買つていような状態にありまして、そういう意味で、我が国の衛星産業の力をもう一段強めていかなければいけないという

状況は認めなければならぬと考えております。

○緒方委員 そのお気持ちはよくわかりました。単に私が聞きかたつたのは、現在において、アメリカのものを積極的に買うとか、先ほど無差別という話がありましたので、マーケットメカニズムとかそういったものに基づいて調達をした結果、あくまでも結果として、アメリカのものが多い四であり、日本が三だということなんですけれども、このことをお伺ひいたしております、局長。

○高田政府参考人 そのとおりでございます。

○緒方委員 この件は、やり始めると、どこまで神の手が働いて、働いていないのかというのは水かけ論になりますので、今後の実行をよく見せていただきたいと思ひます。

それでは、質疑を移りたいと思ひます。人工衛星によるさまざまな打ち上げのときの被害が生じるときに、どこまでどの主体が責任を持つかということについては、これは宇宙条約にもあるとおり、民間事業者でカバリーできないものについては国がカバリーをしていく、打ち上げ国にその責任を集約させる。これはもう昔から、私が大

学時代、国際法を勉強していたときからずっとそうでありまして、これがようやく民間事業者にも導入されるようになったのかという思ひがございませう。

まず最初にお伺ひをいたしますが、資料等々に、この法律は宇宙条約の国内担保法であるというお話がございました。

普通、条約を締結する際には、必ず国内担保法の国内担保法だということは、宇宙条約を締結した際に担保法に漏れがあつたということなのか、それとも、世の中の移り変わりがあつてそういう需要が出たということなのか。

条約の担保法を条約が締結された何十年後にやるといふのは、若干、違和感とまで言ひませんが、余り普通の慣行ではないというふうには思ひませんが、これは外務省ですか。では、政務官。

○武井大臣政務官 お答えをいたします。

先ほど御質問がございました宇宙諸条約、これは宇宙条約以下、四つの条約を指すわけでございますが、この締結当時は、我が国における宇宙開発の実施の主体は、国の機関でございますとか、また、旧宇宙開発事業団、NASDAでございますが、こういったような、国と特別な関係を持つもの以外に存在するかどうか想定をしなければならぬと思ひました。したがって、その当時においては、締結に伴い新規に立法措置をする必要性が認められなかったところでございます。

しかし一方、もう御案内のとおり、近年は人工衛星及びロケットの小型化、また低価格化等の進展もいたしておるところでございます。いわゆる宇宙産業への参入障壁が非常に下がつてきているという状況があるわけでございます。かつ、民間の宇宙活動というものがこれだけ進展をしておりますという状況が踏まえまして、かかる現状に対応可能な立法措置が必要になってきているといったような現状でございます。

以上であります。

○緒方委員 ありがとうございます。このロケット落下等損害賠償補償契約というものを国との間で交わして、最終的に国が補償する部分、事業者負担の分とか、そもそも契約して保険を掛けて、そして国が面倒を見るところ、そして事業者の負担ということでありませう。先ほど牧島議員の質問がございましたが、我が国としてどういふような財政措置を考へているかということについては、明確な答弁が必ずしもなかったのではないかと。

アメリカでは二十九億ドルという話で、遜色がないという表現をされたというふうな記憶をいたしておりますが、そもそも財政措置として、こういった、本来あつてはならないことですけれども、ロケットが落下した際の損害賠償補償契約、日本としてどのような財政措置を想定しておられるか、そして上限額はどれぐらいなのかということとは、いかがでございますでしょうか。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

本法案の損害賠償制度においては、民間保険契約等では補うことができないリスクを政府補償により引き受けることとしてございます。しかし、財政上の制約もござりますので、一定の条件を設けることとしてございます。

ただ、いずれにしても、この上限等につきましては今後検討を進めてまいることになってございまして、その一つの考え方といたしましては、同様の政府補償制度を導入している米国、こちらの、先ほど先生からお話もされました二十九億ドルを上限にして補償額を設定しているということも参考にしながら、検討を進めてまいりたいと思っております。

○緒方委員 済みません、答弁が少し後ろに行っちゃいました。先ほど、遜色が無いと言ったのを、参考にしたいと言ったんですが、どの程度を想定しておられますか。

○佐伯政府参考人 失礼いたしました。言葉が足りませんでした。遜色のない制度をつくっていただきたいという趣旨でございます。

失礼いたしました。

○緒方委員 この法律には「会計年度ごとに国会の議決を経た金額」というふうに書いてあるわけですが、毎年的一般会計予算書にどういうふうに書き込まれるのかなというのが非常に関心があるんですけれども、これはどのように予算書上措置をとられるつもりでしょうか、内閣府。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

政府が補償契約を締結する金額につきまして、その年度内に契約が予定されるロケット落下等損害賠償補償契約、こちらの本数につきまして政府補償の額を乗じた金額を、当該年度の一般会計予算書における限度額として記載することを想定してございます。

○緒方委員 確認でありますけれども、その上限額をこれから定めた上で、打ち上げるロケットの本数を掛け合わせた、結構大きな数字になりますよね。さっき言ったように、二十九億ドルという

ことになる、三千億円を超えるわけでありまして、例えば、将来的に、五本打ち上げますということになると、一兆五千億円という数字が書き込まれたりすることになるのかなと今聞きながら思ってたんですが、具体的な数字はともかくとして、今の理解でよろしいですか。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

先生御理解のとおりでございます。一本この上限額とそれからその本数ということになります。ただ、いずれにいたしましても、これはあくまで、そういう補償契約を結ぶことができるという趣旨となっております。

○緒方委員 今、最後に答弁が少し気になったんですけども、補償契約を結ぶことができると言われたいけれども、これは結ばなきゃいけないじゃないんですか、審議官。

○佐伯政府参考人 補償契約につきましては、これは事業者側との契約行為でございますので、その補償契約自体について、必ず結ぶというものはございせんということでございます。

○緒方委員 それはちよつと心配になる答弁でありまして、宇宙条約上も、まず民間の保険契約を結んで、その後政府が補償する形でやっていると、それはなぜそういう制度になっているかという、一旦事故が起こるとすべしということが起こるから、だから政府が補償しようというところでやっているとすべしけれども、これが任意だということになると、民間で契約している部分だけ、果敢にも打ち上げに行く人の存在を許容するというところでありまして、損害を事業者で負担できないのがある意味放置されるという状態になるんじゃないかと思うわけですが、これは、できるという規定が気になりますか、いかがですか。

○高田政府参考人 規定の書きぶりは審議官が申したとおりなんですが、先生が御指摘のとおり、これは事業の予見性を高めていくという趣旨なので、審査基準に合致したものにについてはきつちり

賠償の対象にさせていただきたいと考えております。

また、金額の計上の仕方、例えば二十九億ドル相当掛ける本数というのは多大な金になるのではないかと、このことでもありまして、財投におきまして、この場合は、言ってみれば予備費の枠の計上と同じようなものでありまして、この幅を持つた計上の仕方をするというのは、予算書においてはよくあることであると理解してまいります。

○緒方委員 もつと質問をたくさん用意している中で、いろいろ聞きたいことがあるんですけども、少し気になつていて、事業者がコストを抑えたいと思つて、ロケット落下等損害賠償補償契約をやるのはできるでしょう、いや、私は安く上げたいからそんなものは締結したくないですというふうな、そんな不屈な事業者は本当にけしからぬと思つてしまいますけれども、そういう事業者が仮に出たときに、それをとめる手法というのがないということなんです、審議官。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

少し説明が不十分なところがございましたが、先ほど、契約につきましては、確かに任意、法案上は義務づけるものではございませんが、実際の契約に当たりまして特に保険料の徴収等はございませんで、これは民間事業者から見れば、極めて安心して契約でき、またその補償が得られるという趣旨のものでございます。

○緒方委員 最初からその答弁があれば、長くならなかつたなと思つたんですが、

ただ、もう一つお伺いしたいのが、日本の民間事業者が日本から打ち上げた人工衛星、ロケット、余り具体的に想定することは無いだろうと思つても、日本にとどまらず、どこでこの事故が起ころうとも、この補償契約は発動されるというところでよろしいですか。日本の領土、領海のみならず、例えば、本当にこれは想定したくないですけども、日本の主権が及ばない地域に行つてもそれは適用されるということではよろしい

ですか。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

○緒方委員 わかりました。

ここからは、もう少し思いをめぐらせていって、日本の民間事業者が、費用の安い外国から人工衛星等を打ち上げると仮定します。確かに、条約上は打ち上げ国に責任を集約するということがありますが、誰がどう見ても、打ち上げの事業主体というか、表に出てやっているのは日本の企業であるということになると、それで仮に事故が起こるとしたときに、何だかんだ言つたつて、それは日本の事業者がやっているじゃないかということ、日本の方に国家として責任をとれ、そして、事業者がそれほど強くないときは、もう本当に国家で責任をとれというふうな話になつてくるのが実態上あり得るんじゃないかと思つておられます。

場合によつては、打ち上げ費用の安さからとか、もつとやうと、打ち上げ国が損害への負担を免責するとの条件で、それで値段を下げて打つていいからというふうなことを言ってくるような国が出ないとも限らないかと思つておられます。うちは割安で打ち上げていいですよ、ただ、うちの国として、その打ち上げたときに事故が生じたことの責任は国家として全く持ちませんというふうな国が出てくるのが、ないことを願いますけれども、世界にはいろいろなビジネスモデルがありまして、あり得るかなと思つておられます。

そういう、日本で打ち上げていない、外国で日本の民間事業者が主として打ち上げるものについては、少なくともこの法律の枠組みでは何らの対応もないということで、レクのとときはそういうふうな言つておられました、それでよろしいですか。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

海外のロケットを用いまして人工衛星などの打ち上げを行った場合に、当該打ち上げに伴い生じた第三者損害の賠償責任は、一義的には海外の打ち上げ事業者が負うこととなりますが、日本の事業者が賠償を求められる可能性も完全には排除し切れないものがございます。

このような懸念に対しまして、海外のロケットで人工衛星等の打ち上げを行ったとしても、本法案に基づく人工衛星の管理については許可を得ることになってございます。その審査の際に、打ち上げを予定している海外のロケット事業者、こちらの保険について確認をしていくということは可能でございます。

○緒方委員 少し極端なケースを挙げているように思われた方もいるかもしれませんが、何となく、これからの世の流れによってあり得るんじゃないかなと思えますので、あえて、少し極端なケースですけれどもお伺いをさせていただきます。

続きまして、衛星リモートセンシングの法律についてお伺いします。

装置の定義で、対象物判別精度が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとして内閣府令で定める基準に該当するとあります。対象物判別、つまり、どれぐらい精度が高いかというリモートセンシング装置の定義に入るか入らないかを分けるということですが、これはおおむね何メートルぐらいを想定しておられますでしょうか、内閣府。

○高田政府参考人 委員の御指摘のとおり、分解能の性能などに応じて規制を講じていくことになると考えておりますが、その規制値につきましては、諸外国の事例を見ますと、例えば光学衛星の分解能の場合に、二メートルのものがあつたり五十センチのものがあつたりなど、まだばらつきがございます。いろいろな関係者の御意見を踏まえながら、今後、内閣府令において整えていく予定でございます。

○緒方委員 これは、法律の施行期日が一年でし

たか。何か、これはある程度数字が出てくるものだと期待をしていたんですけども、現時点ではまだ何ら決まっていらないということですか。ちよつと驚きました。ただ、これは決まっていないうことなので、これ以上幾ら押しも出てこないと思ひますので、質問を移したいと思ひます。

日本から打ち上げた衛星で、実際に、管理しているのも日本から管理をしています。ただ、そこで撮られた映像、撮像データが、外国にある通信設備に配信されることというのは、これは普通であり得ることです。その通信設備から、保有する者から認定ユーザーという方々に販売されていったりするということなんです。その外国の通信施設とか、保有している方とか、そこからさらに認定されたユーザーというのは、これは全て日本の管轄権にないところにいる方々であります。

これを御質問したいんですけども、それらの方々が変なことをしない、そして、ちよつと安全保障にかかわるような情報がとれたときに、変な漏えいをしてはいけないよというような規制をかけるのは、あくまでも、それらの方々に対する日本の側からの認定行為だけにとどまるというふうには私は法律を読んでいて理解したんですが、それでよろしいですか。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。少し幾つか事例を整理して、まず、衛星の管理をする操作用無線設備が国内に所在するような方が、その記録を海外において流出したような場合と、それから、管理は国内にしている、管理するものがなくて違うところで、海外における方がデータをもらって記録保有者になっているケースと、これはまず二通りございます。

国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により取得した記録について、当該記録を受信した場所にかかわらず、これは規制の対象になります。この場合には、リモートセンシング装置の使用により、外国

で衛星リモートセンシング記録を直接受信する場合、内閣総理大臣の認定を受けた者以外には提供できないこととしておりまして、当該記録が不適正に提供されたときは、認定の取り消し、罰則の適用や必要な規制が実施できることとしております。

多分、委員は次のケース、まさに、衛星管制装置が日本にある場合ではなくて、海外において受信して記録を保有しているような事業者の方を念頭に置いた御質問かと思ひますが、まず、本法案では、外国において衛星リモートセンシング記録を保有する者が記録の漏えいなど不正な提供行為を行う場合、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定の取り消し、法第三十六條の国外犯規定により適用される罰則に基づき、三年以下の懲役または百万円以下の罰金に処すことができることとなっております。ただし、実際の処罰については、当該行為を行った者が入国した際に行うことが想定される、こういうことでもありますので、そもそも、外国において衛星リモートセンシング記録を保有する者の適格性の認定のときに、よく心して法を運用していかねばならないと考えてございます。

○緒方委員 そのとおりなんです。今いろいろ御答弁がありました。仮に安全保障にかかわるものとかを漏えいした海外の保有者とか認定ユーザーとかいう方々についてとれることと、このは、日本側から認定をばしつと切られる、取り消しがあるということプラス、国外犯規定で、その人が日本に入つてきて、日本の管轄権のところに入つてきたら御用だということと逮捕されるということだけなんです。そういうことをやる方々というのは、見つかったら認定を取り消されるんだらうなと思ひながら覚悟してやるわけです、

国外犯で刑罰が決まっている方々については、そもそも日本にやつてこないだろうということがあるから、ここがやはり、日本の管轄権にないところにある方々なので、これしかできないということとはわかつてるんです。

ただし、やはり、とれたものの中には、先ほど佐藤委員からの質問の中にもありましたように、日本の安全保障、平和の確保に影響するおそれがあるものについてはいろいろ規制を課しているんですが、海外においてこれがどうしても緩くなつてしまつていまいか限界がある。

これは、限界があることはしようがないんです、しようがないんですけども、この点については、実際の保有者であるとか認定ユーザー、そういう方々の認定に細心の注意を払つていただきたいというふうに思ひます。

では、これは鶴保大臣に御決意を伺いたいと思ひます。

○鶴保国務大臣 委員御指摘のとおり、この件につきましては、細心の注意を払つて、今後内閣府令を定める際に検討させていただきたいというふうにして思つております。

○緒方委員 例えば、日本が打ち上げた衛星について、さまざまなデータがあるわけですが、その中には、先ほど安全保障にかかわるものについて、空からリモートセンシングで映像を撮つてみたら、気がついたら戦争の準備をしていましたみたいなケースがあると思ひます。

これについて、日本から打ち上げたものについては、この法律によってさまざまな規制をかけることができるというふうになっておりますが、逆に、外国から打ち上げた衛星で、受信設備は日本にあります。日本で保有している方がいて、けれども、その中にはとても安全な保障にかかわる機微なものが存在しているというとき、外国から打ち上げて、恐らく、だから準拠法は基本的には外国だと思ひます。ただ、先ほどの逆のケースでして、受信設備から保有者から認定ユーザーから全部日本ですというときに、何らかの規制を課せるようにしておくことが必要ではないかなと思ひます。

それは、それらが全て日本という国の管轄権の中にあるわけですから、この法律のいわば逆です。逆のケースについて、何らかの措置を

私は講じるべきではないかというふうに思います
が、これは局長、いかがですか。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。
まず、委員御指摘のとおりでございます。本
法案においては、国内に所在する操作用無線設備
を用いた衛星リモートセンシング装置の使用によ
り取得した記録を規制対象としている。海外に所
在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセン
シング装置の使用により取得した記録は規制の対
象になりません。

ただ一方、民間事業者が衛星リモートセンシ
ング装置を使用する能力を持つ国では、衛星リモ
ートセンシング記録を適切に管理するための法制度
が整備されています。具体的に申しますと、アメ
リカ、カナダ、ドイツ、フランス、こうしたこと
ろの衛星リモートセンシング記録のござい
ますので、こうした国々と緊密に連携することに
より、衛星リモートセンシング記録の適正な取り
扱ひの実効性を確保していくことかと思
います。

○緒方委員 最後に一問だけ。

日本が打ち上げた衛星で受信設備が海外にある
ケースというのはたくさんあると思うんですけれ
ども、受信設備を置ける国について何らかの規制
をかけるべきだというふうに私は思います。誰で
も彼でも映像を受け取れますというふうにするこ
とについては一定の懸念が、仮に受信設備や保有
者、認定ユーザーに全て日本の国からの認定とい
う行為がかかるとしても、そもそもこういう国に
ついてはやらなにか、そういうものがあつてい
いのではないかというふうに思いますが、局長、
いかがですか。

○高田政府参考人 これは委員に御安心いただ
けるかと思いますが、本法案第六条におきまして、
受信設備の所在する場所などが国際社会の平和の
確保などに支障を及ぼすおそれがないものである
ことを基準の一つとする、こうなっております。
○緒方委員 質問を終えさせていただきます。あ
りがとうございました。

○秋元委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志でござ
います。きょうは質問の機会をいただき、ありが
とうございます。

きょうは、宇宙関係、人工衛星の関連の二法と
いうことで、まず早速大臣にお聞きをしたいと思
います。

宇宙基本法が平成二十年の五月に成立をしたと
いうことですが、そのときに、衆議院、参議院と
もに附帯決議で、二年以内を目途に宇宙に係る法
制を整備するということが書かれておりますが、
それ以降、もう八年たっているわけでございま
す。ようやく今回出てきたということでありま
すが、この法案が、附帯決議で二年以内となつて
いたにもかかわらず、ここまで出てこなかった理由
は何でしょうか。

○鶴保国務大臣 先ほど御答弁を申し上げたかと
思いますが、当時、この宇宙基本法の成立を受け
て、二十二年三月にも報告書を取りまとめさせて
いただいております。

ただ、当時の状況といたしまして、民間による
宇宙活動がなく、立法事実がないこと等から、政
府内で法制化を検討はさせていたございましたが、
今後の課題ということでおかれておつたというふ
うに承知をしております。

近年、技術の進展に伴い、民間宇宙活動が本格
化してきたことや、速やかな法整備が必要となつ
ておるために、本年三月に閣議決定を行い、前通
常国会に法案を提出させていただいたところであ
ります。

○高井委員 それともう一つ、私はちよつと指摘
を申し上げたいのは、前通常国会に出てきたけれ
ども、結局成立できなかった。それはやはり、こ
の内閣委員会が、非常に法律がたぐさんありま
して、なかなか法律が通せないという事情がありま
す。

私も実は総務省で、役所勤めだったんですけれ
ども、この法律もそうだと思いますけれども、本
当に国民にとって必要な法律がなかなか、国会

の、ある意味、会期の問題でも通らないというこ
とは本当にじくじたる思いがございまして、やはり
私は会期そのものをもつと延ばすべきじゃない
か、そもそも一年じゅう国会を開いていた方がい
いんじゃないかと、ずつと前から思っております。

実は、韓国はほぼ通年国会だと聞いて、私は韓
国まで行ってちよつと状況を聞いてきたんです。
しかし、韓国も同じように憲法では会期というの
が決まっております。ただし、韓国は、日本とこれ
が同じなんですけれども、四分の一の議員が要請を
すれば会期を延長できるとなっております。ほぼ
通例のように野党が会期延長を求めて通年国会に
なっているということでもあります。

しかし、我が国も実は憲法上そうなんですけれ
ども、去年、年末、我が党が要求したにもかかわらず
開かれなかった。そのまま結局通常国会ま
で、いつまで開かれないかというところが
ないというところで、そういうことになってしまつ
たんです。

ぜひ、こういうことが今後繰り返されないよう
に、私は、やはり国会というのは常に、なるべく
開いておいて、必要な法律を、これはもう政府の
皆さん、与党の皆さんも、やはり法律を通したい
という思いはあると思います。

正直、本当に、私は霞が関で働いていて、必要
な法律が何本も通らない、何年も待たされるとい
うことがありましたので、ここはぜひ、国会の中
の改革として、ちよつと一つ、一言申し上げてお
きたいと思っております。

それでは、質問を続けます。
今回、人工衛星ということでございますので、
衛星測位を利用した地理空間情報、これをG空間
と称して、G空間活用社会実現を目指すというこ
とであります。これは非常に関係省庁が多岐に
わたっておりますが、これは一体誰が司令塔なん
だ、どこが中心になっているのかということがあ
り、これは関係する各省の連携体制というのはどう

なっているか、お聞かせください。

○佐々木政府参考人 今御質問いただきました、
地理空間情報の活用推進についてどのように進
めているかということでございますが、政府とい
たしましては、確かに、御指摘のとおり関係各省
にまたがるチームでございまして、各省間で緊
密な連携を確保しながら総合的に施策を推進す
る、この必要のために、地理空間情報活用推進
議というものを設置しております。

この推進会議、具体的には、内閣官房副長官を
議長としまして、内閣府、総務省、文部科学省、
経済産業省、国土交通省、それぞれ制度なりイン
フラを持つている主要官庁の協力を得ながら、内
閣官房が中心となって施策を推進してきておりま
す。

特に、施策を強力に一体的に進めるために、昨
年の秋から五つのチーム、G空間情報センター、
防災システム高度化など五つのチームに絞つて、
チームごとにチームを形成していただいて、各省
連携をより緊密にしながら一体的に施策を推進し
ていただいております。

○高井委員 今御答弁いただいたとおり、私も
ちよつと事前に調べたところ、G空間情報活用推
進会議なるものがあつて、議長が官房副長官と
なつておるんですが、これは聞いたら、政務、事
務、三名、官房副長官はいますけれども、三名と
も議長だということなんですね。あと、事務局は
官房副長官補室、官房副長官補という方がいま
けれども、内政を担当する、この室でやつてい
るんですね。ところが、この内閣官房副長官補室と
いうのは、大変忙しいというわけで、多岐にわたつた
内政全般の仕事をやつていくわけ、その室が
このG空間を専門的に司令塔としてやるというの
は、やはりちよつと私は違和感があります。
実は、これは、同じようにドローン、のときも感
じておりました、ドローンという非常に今話題に
なつておることも官房副長官補室がやつておるこ
うなことなんです。
私はぜひ、きょう鶴保大臣おられますので、I

T総合戦略室、これがITの司令塔で、まさに鶴保大臣もその担当大臣であるわけですが、私はここでやった方がいいんじゃないかと思えます。

ただ一方で、このIT総合戦略室も忙しいんですね。きょう二宮次長に来ていただいていますけれども、非常にやはりマンパワーが足りない、人数が少ないということで、ただ、去年は開かれていないですよ、次長。持ち回りで多分一回やっただけでありまして、やはり、私、今、成長戦略の柱にIoT、第四次産業革命が位置づけられている中で、やはりIT総合戦略室、IT戦略本部がもつと人もふやして、それからほかのG空間とかドローンとか、あるいは例えばフィンテック、金融の情報化、これもIT総合戦略室は所掌してないんですよ。今、金融庁とか経済産業省とかいろいろな省がやっているんですけども、やはり総合調整機能、特にIT、ICTはそれが重要でありますので、ぜひそういう体制をつくるべきだと思えます。

ちょっとこれは通告してないんですけども、鶴保大臣、IT総合戦略室のトップとして、いかがですか。

○鶴保国務大臣 おっしゃる趣旨は首肯できるものがたくさんあると思えます。さまざまな問題点をもう一度洗い出しながら、今後何ができるかを虚心坦懐に探っていきたいというふうに思っています。

現在のところ会議が開かれていないということでありましたので、早速持ち帰りまして、その開くに当たっての目的、ただ単に開くというわけにいきませんから、どういうことをしていくかということについてもこれから検討させていただきたいというふうに思っています。

○高井委員 IT業界は見ていますからね。IT総合戦略本部が持ち回りですか、紙を回すだけで開いていないというのは、この間、竹中平蔵さんが新聞の論説で書いていました、そのことを、やはり成長戦略の柱にするのであれば、しっかりと会議を開いて、決めるべき議題はたくさんあると

思いますので、ぜひ。それからやはり人をふやすことだと思えます。これは前にこの内閣委員会でも菅房長官にもお願いして、菅長官もうなずいておられましたけれども、ぜひ、ちょっと連携していただいて、IT総合戦略室、人をふやして、仕事もふやしてということでも頑張っていきたいと思えます。

それでは、もう一つお聞きいたしますが、G空間関連で、今、各省庁でいろいろ実証事業をやっておられます。私は総務省の実証事業にちよつかかわっていたことがあるんですけども、このG空間の実証事業はどのような成果があったんでしょうか。

○佐々木政府参考人 G空間関連の実証事業についてのお尋ねをいただきました。地理空間情報の活用を実際に進めていくために、全国各地で、それぞれの地域の課題に応じて検証的なモデル事業を行ったり、あるいは技術開発の適用を行っております。それを社会実証事業といたしまして、平成二十七年二十二件、二十八年度、ことしは計画最終年度ですので、刈り取りの時期でもありますので、モデル的な事業は九件と減少しておりますが、それぞれ進めてきております。

例えば北海道の岩見沢市におきましては、総務省と農林水産省が連携しまして、衛星情報を活用した農作業の効率化、具体的にはトラクターの自動運転、こういうものに取り組んでおります。その中から、実用化に向けての課題、例えば耕作地の形状であるとか、あるいは衛星情報を取り入れる端末が大き過ぎる、あるいはコストが高過ぎる、そういう課題を抽出して、さらに事業を進める中で、それらの改善をモデル的に進めてきております。

これらのモデル事業の成果を踏まえまして、先ほど申し上げたチームごとで実際の施策を実用化する段階に溶け込ませながら、水平展開を図っていくところでございます。

○高井委員 私がかかわったのは長野県で、山岳

遭難する方で死者の方というのは、実は年間七、八十人いると。これは長野県の交通事故死と同じくらいの数、いちじやる。GPS機能を持ったビーコンという発信機を持つていけば、もし万が一遭難したときに、これを準天頂衛星、今一基飛んでいますが、これを準天頂衛星で捕捉しようという取り組みだったんです。

非常に有効なことだと思えますので、こういった実証事業は予算がなかなか厳しいみたいですが、ぜひ頑張つて予算をとっていただいで、引き続きやっていきたいと思います。

ただ一方で、今、準天頂衛星という話をしましたが、我が国はまだ、今一基しか上がっていません。間もなく、来年度には四基体制、それから平成三十五年、二〇二三年には七基体制になると、かなり精度の高い位置測位ができるということになります。現状はまだ一基でありまして、一基だと、季節とか、あと一日の中でも八時間しか捕捉できない、だから使えないんですよ。

ということで、今、GPS、GPSは皆さん聞いたことがあると思えますけれども、これはアメリカの軍事衛星を活用して、三十基ほどアメリカが飛ばしているものを使って、さまざまな位置測位のサービスをやっているわけです。ただ、GPSに頼つているということになりますと、アメリカの衛星、あるいは受信機もチップがもう全部アメリカ、クアルコムとかインテルとか、そういう会社でありまして、日本じゅうの人の位置情報が全て、こういったアメリカの軍事衛星であったり民間企業に頼らなきゃいけないというのは、これは私は問題じゃないかというふうに思えますけれども、いかがですか。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。米国GPSに代表される衛星測位システムは、カーナビ、携帯電話などに幅広く、おっしゃるとおり、利用されています。

GPSの位置精度は十メートル程度。上空からの視界が限られた都市部、山間部ではその電波が行き届きづらく、ITSやスマート農業などの高

度な利用には課題があります。そういう意味で、便利でありますけれども、まだ弱点もある。しかも、今、私どもの生活は大分それを用いた方向になつていく。

これに対しまして、準天頂衛星、これが二年後に四基体制、二〇二三年から七基体制になります。米国GPSに依存せずとも、二十四時間、どこにいても、センチメートル級単位の測位精度が得られるという、世界最先端のところまでたどり着くことができるかと思えます。

そういう意味で、宇宙基本計画では平成三十五年をめどに七基体制を確立するというのが決定されていますので、こういう体制が一日も早く実現できるように努力してまいりたいと考えております。

○高井委員 それはそのとおりだし、私もぜひ応援したいと思えますが、ただ、それまでの間、二〇二三年、七基体制になるまでの間、アメリカのGPSに頼らなきゃいけないということをお聞きしているわけです。

実は、同じような問題意識で、経済産業省が研究会をやつております。第四次産業革命に向けた横断的制度改革研究会、その報告書を読みますと、実は、デジタル市場で急成長を遂げたGAFA、GAFAというのは聞きなれない言葉なんですけれども、実はアルファベットの頭文字をとつていまして、グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン、この頭文字がG、A、F、Aなんです。これをGAFAと。結構、業界では大分GAFAという言い方をするようになったんですけども、このGAFAのようなプラットフォームは、その競争優位が固定され、支配的地位となつている可能性が懸念されるというふうに書かれております。

もうちょっと読むと、このGAFAに、今は大きく我が国は水をあけられている、しかし、これからのリアルデータをめぐる第二幕では日本でも競争優位を生み出すことが必要であると。その

要因が幾つか書いてあつて、例えば、オンラインの市場ではネットワーク効果がより働くため独占が進みやすいとか、デジタル経済におけるプラットフォームは拡大が容易であるため急速な独占化が達成されやすい、個人情報蓄積がプラットフォームの交渉力の源泉となつていゝるというようなことが書いてあるわけでございます。

私も、やはりこうした、先ほどのGPSの話とも通ずることだと思ひます、位置情報を初め、さまざまな情報がついてきた米国の企業に独占されてしまふということに問題があると思ひますけれども、経済産業省はどのようにお考えでしょうか。

○柳瀬政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど高井先生が御指摘になつた産業構造審議会の新産業構造ビジョンを受けてまして、専門家の、有識者の方々に集まつていただきまして、第四次産業革命に向けた横断的の制度研究会というので、かなり専門家の方に議論をしていただきました。

先生もちよつと御指摘いただきましたけれども、やはり、デジタル経済時代のプラットフォームによつて、ネットワーク効果が大きいので独占化が進みやすい、それから拡大が容易なものですから急速な市場の独占化が達成されやすい、それから情報が蓄積しやすいので交渉力の源泉をプラットフォームが持ちやすい、それから先行する者が大きな力を持ちやすい、それによつて新規参入者が入りづらくなるといふ可能性があるというものが専門家の見方でございます。

あわせまして、経済産業省と公正取引委員会が共同して、実態はどうなつていゝるのかといふのを、スマホ向けのアプリケーション市場について、いろいろ事例の調査も行いました。そうしますと、OS事業者でもありますアプリストアの運営事業者が、みずから経由しない決済手段を事実上制限する、あるいは売り上げの三〇%の手数料を取るとか、そういうことも見られるわけでございます。

ただ、これが、独占禁止法上問題があるのかどうか、実際にイノベーションを阻害しているのかとかいふところまでは、この分析では判断がまだつかない、そういう状態でございますので、今後さらに分析を深めて適切に対応していきたいといふふうに思つてございます。

○高井委員 今おっしゃつていただきましたけれども、まさにスマートフォンOSというのは、アップルのiOSが七割、それからグーグルの 안드로이드が三割と、ほぼ一〇〇%、この二社で占められていゝるということでありまして、このアプリストアは、アップルはアップストア、それからグーグルはグーグルプレー、これが最初からプリインストールされているわけでありまして、さまざまなアプリを提供しようといふ方々は、このアプリストア事業者と契約を結ばざるを得ない。しかもそれは、内容も一律で、そして交渉の余地もないといふことがこの報告書に書かれております。

この辺は、私は、スマートフォンですから総務省もつと真剣に考えなきゃいけないんじゃないかと思ひますが、いざにしても、GAF Aの問題は、実は我が国だけじゃありません。世界じゅうが同じようにGAF Aに占められていまして、そして、ヨーロッパでは既に動き出していまして、ヨーロッパの競争当局は、このプラットフォームに対する審査とか調査を行つていゝるということでありまして、経済産業省、もう一度、何か分析するとかおっしゃつていゝるけれども、分析していゝる場合ではないのではないかと。

私は、もちろん公正取引委員会、あるいは携帯と密接ですから総務省もよく連携をして、ヨーロッパ、あるいはヨーロッパだけじゃないですよ、アメリカの競争当局も問題視して、GAF A、グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル、この四社の市場支配力を問題にしていゝるわけですが、我が国はもつと前向きにやるおつもりはないですか。

○柳瀬政府参考人 お答え申し上げます。

我々も、先生御指摘のような問題意識を持ちまして、公正取引委員会さんと共同して、これは全く歴史上画期的なことだと思ひますけれども、経済産業省と公正取引委員会が共同して実態調査に踏み出したといふことで、大きな一歩を踏み出したと思つてございます。

他方、この分野は、アプリ事業者とプラットフォームの間に機密保持契約が、かなり厳しい契約がございまして、これは、任意で、匿名でインタビューに応じていたたいゝるような形でございまして、法律に基づく、強制的権限に基づく調査でございまして、なかなかそこには限界もあるといふふうにご感ぜてございます。この先、法律上の権限をもつてさらに強制的ないろいろ調査に入るかどうか、これは、公正取引委員会さんが独禁法に基づいて持つた権限の行使でございまして、公正取引委員会さんの方の御判断だと思つてございまして。

他方、イノベーションがこれで起きにくくなるといふこと、これは産業政策上の課題もございまして、そういうことで、私どもとしましては、データの利活用を阻害がないか、あるいは、このデータ自体に、知的所有権と申しましようか、そこに価値をどこまで見て、どこまで保護したらいいのかといふのが、やり過ぎると逆にイノベーションが起きなくなるし、そこを何もしないと、それはそれで、価値がないとイノベーションが起りづらいつたといふことがございまして、この産業政策上の観点から、次の一歩を考えようといふふうにご感ぜてございまして。

○高井委員 なかなか、確かに、おっしゃるよう、規制という点でいゝると難しい。特に、経済産業省がその規制権限を持つていゝるわけではないと思ひます。しかし一方で、公取となると、これまで発動まです非常に時間がかかるといふ、非常に悩ましい問題だと思ひます。

そういう意味では、やはり総務省が、携帯電話の規制といふのは電気通信事業法上あるわけですから、そういう観点からやるといふことも一つ

でしようし、あと、実は、さらにもつと私は前から総務省には指摘してゐるんですけども、電気通信事業法が、要するに今言つたGAF A四社には適用されないといふ問題があるんですけどね。例えば、通信の秘密保護の条文は、この四社には適用されず、日本の国内の、例えばヤフーとか、そういう会社には適用されて、その結果、むしろ国内企業の方が競争上不利になるという問題が起つていゝる。

きょうはちよつと総務省はその御担当の方に来ていただいていゝないので、またこれは改めて総務省にお聞きしようと思ひますが、こういった問題もありまして、この問題については、まさに経産省、総務省、公正取引委員会、関係するところが、あるいはIT総合戦略本部も、鶴保大臣もぜひちよつと御関心を持つていただいて、私は、非常に重要な問題ではないか、日本の成長戦略上も重要な問題だと思つております。

それでは、ちよつと話は別な質問に移ります。今度はITS、これは高度道路交通システムでございまして、このITSも非常に各省にまたがらんできていゝるけれども、これも今どういゝる推進体制で行われていゝるか、教えてください。

○豊田大臣政務官 お答えを申し上げます。ITSは、交通事故の減少や高齢者を含めた地域の新たな移動サービスの実現などに寄与するとともに、我が国の自動車産業が世界をリードする競争力を維持する上で不可欠な技術であると認識をいたしてございまして。

このため、政府では、IT総合戦略本部のもとに設けた道路交通分科会において、関係省庁の参加のもと、制度面も含めた政府全体の戦略を議論し、本年五月に官民ITS構想・ロードマップ二〇一六として取りまとめたところでございまして。また、総合科学技術・イノベーション会議では、戦略的イノベーション創造プログラム、SIPのテーマの一つとして自動走行に関する研究開発を進めており、省庁連携による横断的なマネジメントを行つていゝるところでございます。

今後とも、IT総合戦略本部及びSIPを両輪としつつ、関係省庁との緊密な連携体制のもと、ITSの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○高井委員 IT総合戦略室が担当して分科会も設けておられますので、まだまだとは思いますが、ただ、これは今も御説明があったように、SIPという内閣府の、研究開発はそつちがやっています。つまり、内閣府のSIP部門と内閣官房のIT総合戦略室が両輪でやっている。これも私は、どこかが、責任者はやはり一人にして進めていかないといいないんじゃないかと。

ただでさえITSは非常に関係省庁にまたがっていて、国土交通省なんかは、旧運輸省と旧建設省でそれぞれ役割が違っています。だから両方入っているみたいな、非常に多岐にわたる分野でありますので、ここはぜひ、IT総合戦略室、鶴保大臣のもとで一元的にしつかり取り組んでいただきたいと思えます。

少し各論に入らなくても、ITSに使う電波の周波数が、ちよつと我が国は特殊なんです。ほかの国、世界各国を見ると、今、五・九ギガ帯という、ここをほぼみんな一致して使おうとしているんですが、我が国だけなぜか七百メガヘルツ帯という別の帯域を使っているんですが、その理由はなぜでしょうか。

○渡辺政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘の七百メガのITSの関係でございますが、これは、地上テレビジョンのデジタル化に伴いまして生じた空き周波数を使って利用されているものでございます。

この活用につきましては、平成十八年から十九年にかけて、情報通信審議会にて、どういった用途で使ったらいいんだろかという形の御議論をいただいたところでございます。

ということが適当とされたところでございます。これは、特に日本のように建物が密集した状況でも、電波がビル陰にも回り込む、こういった七百メガの電波の特性を活用することで、見通し外での交差点等におけます出会い頭の事故防止、こういったもの等に関しまして有効だろうということ、特に安全運転支援にこういったことを活用することが適当ではないかという形で評価いただいたものでございます。

また、具体的な七百メガヘルツ帯の周波数の関係でございますが、まず、携帯電話の利用にしましては、携帯電話の端末から基地局に対する電波、これを我々は上りと言っておりますが、それと基地局から携帯電話に来る下り、この二つの周波数が必要でございます。

これらの周波数帯とつたものが相互に干渉し混信しないよう、どうしたらいいかということ、これに関しましても詳細な技術的な検討を行ったところでございます。

その結果、混信を防止するために、いわゆる上りと下りの周波数の間に一定の間隔、これを我々がガードバンドと言っておりますが、こういったものが必要だというふうな結論が得られたところでございます。

ITSの周波数に関しましては、周波数の有効利用を図るとい観点から、携帯電話に利用できないガードバンドの周波数を使うことにより、ITSの電波の利用にしようということを決定的なものでございます。

なお、昨年十月から、この七百メガヘルツ帯を使いまして車同士の通信ですとか、車と道路の通信によつてドライバーに注意喚起を行うような、こういったサービスが現在実用化されているところでございます。

手半導体、通信機器大手と組んで、第五世代、5Gのサービスの開発で提携すると発表した。そのほかに、インテルとかクアルコムとかエリクソンとかノキアもこの5Gの連合をつくつた、世界市場の普及に向けて、標準規格や承認の仕組みも整備を支援するという記事があるんです。

まさに世界が同じ帯域を使って標準化をしていくという流れの中で、我が国だけが七百メガ、先に割り当てちゃつたから、もうサービスインもしている。確かに世界初のサービスが今七百メガでスタートしたわけですが、しかし一方で、こういった国際社会の中で孤立しないか、ガラパゴス化しないかということは大変懸念をするんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○渡辺政府参考人 ただいま御指摘いただきました欧米での五・九ギガの周波数の関係でございますが、日本におきましては、これに極めて隣接します五・八ギガヘルツ帯の電波を使いまして、有料道路等において、いわゆる自動支払い、ETC、こういった形で利用されているところでございます。

一方で、今、欧米等での動きというのも勘案いたしまして、五・八ギガ帯の電波の特性を踏まえて、より多くの情報を伝送することが技術的に可能になるといことから、例えば車同士での正確な位置情報ですとか速度情報のやりとり、または道路に設置しました無線局から車への極めて細かい詳細な渋滞情報の提供ですとか、こういったこと等を通じて、より高度な安全運転支援システムが実現するということが期待されているところでございます。

こういった状況から、五・八ギガヘルツ帯の周波数につきましては、ETCなどの既存システムに配慮しつつ、さらなる高度化に向けて技術的な検討を行っているところでございまして、総務省としては、こういった成果を活用しつつ、関係省庁とも連絡しながら具体化を進めていきたいというふうに思っています。

また、先ほど委員から御指摘の五・九と五・

八、周波数が若干ずれているんじゃないかなという関係でございますが、技術的な観点から見ますと、この五・八と五・九は周波数帯が極めて近いということから、例えばアンテナ等を含めた無線機の共用ということは技術的にはかなり可能だろうというふうな認識を持っております。

また、最近のスマートフォンですと、例えば一台の携帯電話から多くの周波数帯に対応できるように、我々、これをマルチデバイスと言っていますけれども、そういった形で、国境等を越えてもいろいろ活用できるような、むしろ端末側が選択できるような、こういった技術的な仕組みもでき上がっているところでございます。

こういったことから、ICTの技術革新によりまして、さまざまな周波数帯に対応できる、こういったデバイスが比較的安価に利用できるのが現状でございます。こういった状況も見ながら、先ほどお話しもございました五・八の高度化ですとか、そういったことに関しまして、グローバル化ということも勘案しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

〔委員長退席、松本文文委員長代理着席〕
○高井委員 五・九と五・八は確かに近くて、多分五・八を使つてもいいんだと思うんです。ただ、五・九は今、FPUという、放送会社がテレビ中継にずっと使っています、これをあけるとなると放送局が全部機材を買いかえなきゃいけない、数百億単位になるんじゃないかということ、なかなか現実的ではないのかなとは思っています。

そういう意味で、では五・八ギガ帯を使おうと思つても、今確かにITSで使っていますけれども、使いはETCなんです。国土交通省や道路公団、高速道路を管理している会社に割り当ててETCとして使っていて、特に、国交省も頑張つて、ETC二・〇ということ、全国千六百カ所に通信のアンテナを立てて、渋滞情報を全部拾おうと。そうすると、どこが渋滞しているとか、あるいは、カーナビと連動していますから、

例えば東京都心を抜けるよりも外環道をずっと回った方が近くなる、そして、そのときに料金まで割り引くとか、そんなサービスを国交省は検討しているということ、それはそれですばらしいことなんですか。

しかし、この五・八ギガを使わないと、私はまた世界各国の競争に乗りおくれるというか、日本だけがガラパゴス化をおそれがあると思うので、私は、ここは国交省とよく話をし、この五・八ギガ帯をあげてもらおうということを総務省は検討すべき、やるべきだと思えますけれども、いかがですか。

〔松本文〕委員長代理退席、委員長着席
○渡辺政府参考人 今御指摘のとおり、E.T.Cの電波というのは極めて狭い周波数の帯域を使いながら行っているものでございますが、先ほど私が五・八ギガの高度化ということに関して検討を行っているといえますのは、これまで以上に広い帯域を使う形で、車同士の通信ですとか、そういったことに活用できないかということで技術的な検証を行っているところでございます。

それに関しては、既存のE.T.Cとの共用がどこまでできるのかとか、そこら辺の共存をどう図るかということも勘案しながら現在進めている状況でございます。国土交通省等も、そこら辺の部分につきまして連携しながら、具現化に向けてましてこれから検討してまいりたいというふうな思っております。

○高井委員 これは一般論でも結構ですけれども、今使っている電波をあげてもらおうというのは、総務省の権限でできるんでしょうか。周波数の変更というのは、どういう手続で行われるんでしょうか。

○渡辺政府参考人 周波数の変更にはいろいろな手法がございます。
例えば、あらかじめ例えば十年後に、免許の期間が五年でございまして、大体十年ぐらいするとそのシステムといったものかなり使われてしまっただろうということもございまして、そう

いったことをタイムリングを見ながら、十年後にその周波数帯はこういつた用途に使うという形の方針をするというのが一つの方法でございます。そういった形で、例えば地デジですとか、ああいったものの導入に関しましては、そういった程度長期的な移行の計画というのをベースにしたまま進めてきているというのが一つの手法でございます。

さらには、例えば、損失補償と申しまして、国際的な条約等に基づいて、あるときに違った周波数を使わなきゃいけないということに基づきまして、周波数の移行をお願いする場合がございます。これは、ある意味、免許の有効期間中に移行するということもございまして、損失補償という形で、政府からそのための移行費用を出して対応する、こういった幾つかの手法等を用いながら対応しているのが現状でございます。

○高井委員 私は、さつき七百メガの話もしたの九も、アメリカや欧州はもうWiFiに使うというふうなことも検討しているという話を聞いておりまして、やはり電波というものが今非常に重要な、国民生活にとつて、今までもそうだったけれども、より密着した、なくてはならない、しかし限りがある。

技術開発でどんどんその使用もふやしていきまされども、しかし、それでもやはり限りがある中で、携帯、スマホの情報量も飛躍的にふえていく中で、やはりどう電波を割り当てるかというのを再配置するかどうかというのは非常に重要なテーマで、しかし、私はここは政府がやらなければならない、総務省がやらなければならないことだと思いません。いろいろな利害関係者がいて大変だとは思いますが、そういうことではなくて、国民生活にとって何が一番ふさわしいのかということを考えて、さつき、放送会社の五・九を使つて放送機材を全部買いかえたら百億かかると言いましたけれども、まあ百億以上なんですよけれども、でも、それだ

けかけてもこの電波をあげた方がいいということであれば、地デジもそうでしたけれども、やはり国費を投入してでもやるというのも一つの選択肢だと思えますので、ぜひこの周波数政策というのはいったいどう考えていたかと思えます。

それで、もう時間があと五分、最後の一つくらいで、今度はビッグデータ、オープンデータの政策について。
これは今まさに官民でさまざまな情報があるわけでありまして、これがなかなか十分活用できていないんじゃないか。去年、この内閣委員会でも個人情報保護法の大改正があつて、匿名加工情報というので、匿名化してビッグデータ化して使おうということ、法律は整備されましたけれども、でも、政省令がまだで、十分これが進んでいるというふうには思われないのであります。

このビッグデータ、オープンデータ、特に国や地方自治体がつけている、公的機関がつけているこのオープンデータ政策について、政府としてはどのような取り組みをしておりますでしょうか。
○二宮政府参考人 お答え申し上げます。
ビッグデータ、オープンデータを含めましたITの利活用につきましては、力強い経済成長や安全、安心、快適な国民生活を実現する上で不可欠だというふうに認識をしております。

分野横断的にデータを利活用することで新たなイノベーションや新たなサービスが生み出され、国民生活の質の向上や、超少子高齢社会における諸課題の解決にも貢献することが期待をされているというところでございます。
このような認識のもとで、先般、IT総合戦略本部のもとにデータ流通環境整備検討会を設置してございまして、事業者や業界を超えて多様なデータが流通、利活用される環境の実現に向けて検討を進めているというところでございます。
オープンデータにつきましては、これまで公開中心の取り組みを行ってまいりましたが、データ利活用による課題解決型のオープンデータ、これの

実現を目指し、本年五月に、オープンデータ二〇を定めているところでございます。
具体的に申し上げますと、二〇二〇年までを集中取り組み期間といたしまして、一億総活躍社会の実現や二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会といった政策課題を強化分野に設定いたしまして、オープンデータのさらなる深化を図っているところでございます。

また、地方におけるオープンデータの取り組みについてでございますけれども、現在、オープンデータに取り組みする地方公共団体は二百三十三団体ほどございますけれども、政府といたしましては、オープンデータの推進のためのガイドラインを示すとともに、オープンデータ伝道師といいますが、オープンデータに造詣の深い先生方を任命いたしまして、これを地方に派遣するといったことなど、地方公共団体による取り組みを今後とも支援してまいりたいと存じます。

こうした取り組みを含めまして、ビッグデータ、オープンデータ利活用を促進してまいりたいと考えてございます。
○高井委員 大変重要な取り組みだと思っておりますので、これは政府だけに任すのではなくて、我々国会でも、この分野は、私は与野党は関係ない、争う場ではないと思つておりまして、平井筆頭理事とも御相談しながら、議員立法を提出すべく、我が党でも今議論を重ねているところでございます。

まさにさまざまなデータが、今、特に国や地方自治体がばらばらなベンダーであったり、標準化されていないということが、これを阻害する一因にもなっておりますので、そういった情報システムの標準化をするとか、あるいは、もともと行政手続というのはもうこれはオンラインでやろうよと、これも原則化するとか、こういったことをぜひ前向きに取り組んでいきたいと我々も思つておりますので、ぜひ……(発言する者あり)そうなんです。ただ、一方で、冒頭申し上げましたとおり、内

閣委員会が非常に込んでいます、そういう事情もあつて、最初の話に戻りますが、やはり会期をしっかりとつていただいて、かつ、委員会の配置みたいなものもつと柔軟にやっていたらただけならということをお願いいたしまして、私からの質問といたします。

どうもありがとうございます。

○秋元委員長 次に、島津幸広君。

○島津委員 日本共産党の島津幸広です。今回提出されている両法案は、その趣旨説明で、宇宙基本法の基本理念のつとりとされていきます。そこで、まず、宇宙基本法と宇宙基本計画についてお聞きします。

宇宙基本法に基づき、宇宙基本計画が第三次にわたつて立てられています。この宇宙計画を見ても、かなり変遷しているのがわかります。例えば、昨年一月に発表された第三次基本計画。この計画には、安全保障という言葉が至るところで出てきます。これまでも使われていたんですけども、非常に多くなっている。

例えば、見出しだけを見ても、第一章の(一)で「宇宙空間の安全保障上の重要性の増大」、あるいは第二章の(一)でも「宇宙安全保障の確保」、第四章、具体的アプローチの中でも「宇宙安全保障の確保」とあり、ここでは宇宙協力を通じた日米同盟等の強化」とまで踏み込んでいます。気になるので数えてみました。安全保障という言葉は五十五回出てきました。

何でこんなに繰り返されているんでしょう。大臣、どうですか。

○鶴保国務大臣 急速な技術革新等により宇宙活動圏が増加をいたしまして、宇宙空間はかつての米ソ二極構造から多極構造へと転換をいたしました。その結果、宇宙空間におけるパワーバランスに変化が生じたこと、あるいは、宇宙テ러리がふえまして、対衛星攻撃の脅威も増大するなど、宇宙空間の安定利用を妨げるリスクが深刻化したことなどが実質的な理由として挙げられるかと思えます。

また、平成二十五年十二月には国家安全保障戦略、NSGが策定をされまして、これに忠じた新たな宇宙政策が必要となるなど、宇宙空間の安全保障上の重要性も増大したことも挙げられるというふうな思っております。

いづれにいたしましても、五十五回の安全保障について特段の意味があるというふうには私は考えておりません。

○島津委員 特段の意味がない割にはたくさん出てくるんですけども、宇宙というのはそもそも安全保障のために存在する空間なのか、このことを私はまず問題提起しておきたいと思うんです。その上でお聞きしますけれども、宇宙基本法が二〇〇八年に制定されました。宇宙基本法とは何のためにつくられたんでしょうか。これは大臣。

○鶴保国務大臣 先ほど佐藤委員の御説明にもありましたが、平成二十年五月に宇宙基本法が制定されました。当時の背景といたしましては、人工衛星を利用した位置情報サービス等や、宇宙用開発された技術、素材等がさまざまな分野に活用されるなど、宇宙開発利用は我々の身近な生活においても重要な役割を果たすようになってまいりました。

また、我が国をめぐる安全保障環境の変化や、中国を初めとするアジアや中東など諸外国における積極的な宇宙開発利用の推進などの国際情勢の変化もあり、宇宙開発利用の重要性はさらに増大していることなどが挙げられるというふうに思っています。

このような背景を踏まえ、我々、宇宙開発利用を国家戦略として位置づけ、日本国憲法の平和主義の理念のつとり、これを総合的かつ計画的に推進し、国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和、人類の福祉の向上に貢献するよう制定されたものと理解をしております。

○島津委員 今お話がありました二〇〇八年五月に、この基本法に基づいて国会の審議があったん

ですけれども、内閣委員会で我が党の吉井英勝衆議院議員がこの趣旨について質問した際に、こういう答弁だったんです。

本法案では、宇宙開発利用を我が国の安全保障に資するように行うものと位置づけられており、憲法の平和主義の理念のつとり、専守防衛の範囲内の平和目的の宇宙開発利用は行うことができるのが本起草案の趣旨だ、こういう答弁がありました。

それでは、ここで言っていた安全保障に資する宇宙開発、これは一体どういうものなんでしょうか。

○鶴保国務大臣 委員御指摘のとおり、平成二十八年四月に閣議決定をいたしました宇宙基本計画においては、安全保障に資する宇宙開発として、我が国における測位、通信、情報収集等のための宇宙システムを強化することとさせていた。だいておられます。

具体的には、準天頂衛星の七基体制の確立による持続測位の実現、Xバンド防衛衛星通信網の拡充による抗堪性、秘匿性の高い衛星通信網等の整備等を例示させていただいております。

○島津委員 一九六九年、国会で、宇宙の開発利用は平和利用に限るとした特別決議が上げられました。日本のこれまでの宇宙科学や開発の歴史を見ても、この決議がこれからの日本の宇宙開発にとつても非常に重要な点と想っております。

二〇〇八年の宇宙基本法制定の際にも議論されました。我が党の吉井議員が、改めて、軍事のための宇宙開発はしないというのが政府の考え方と

いうことで理解しておいていいか、こういう質問に対して、当時の町村官房長官は、平和の目的に限りというのには非軍事を意味する、こういう旨の答弁をしております。

これは再度確認しておきたいんですけども、この一九六九年の国会決議というのは今日でも生きていますか、大臣。

○鶴保国務大臣 宇宙開発利用につきましては、

一九六九年に、衆議院による宇宙の平和利用決議において、宇宙の開発及び利用は平和の目的に限り行うものとする決議されております。

二〇〇八年に議員立法により制定された宇宙基本法では、安全保障に資するよう行うものと宇宙開発利用を位置づけられておりまして、憲法の平和主義の理念のつとり、専守防衛の範囲内で防衛目的の宇宙開発利用は行える趣旨であると承知をしております。

繰り返しになりますが、憲法の平和主義の理念のつとつた上、専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、決議の文言及びその趣旨に反するものではないと考えております。

○島津委員 今の答弁にもありましたように、非軍事ということだったので、いろいろな考え方が発展して、変わってきているというふうな答弁でした。

しかし、私は、国会決議というのは非常に重いものだと思うんです。日本は、この国会決議の精神に立って、つまり、日本国憲法の平和原則に立って科学技術の発展、これがこれまでであったわけですから、だから、この立場で従来は、日本は、スパイ衛星や軍事専用通信への利用も含めて、宇宙の軍事利用を禁止してきたわけです。

同時に、日本の宇宙開発は関連技術の発展も加速させてきました。世界的にもすぐれた町工場の旋盤は精度の高いものをつくり上げる、また、職人わざなどの加工技術も発展させてきました。

これらは日本の宇宙開発における国際貢献とともに、平和原則に立って戦後の日本経済の発展のいい例だと思っております。

だから、こうした歴史的にも確立された基本ライン、平和原則に立って科学技術の発展、このことは、立場の違い、党派を超えて今後も守らなきゃいけないものと思うんですけれども、大臣、宇宙担当大臣としての所感はどうでしょう。

○鶴保国務大臣 先ほど来委員御指摘をいただきましたとおり、平和利用決議における平和の目的

に限りの解釈は、当時の科学技術庁長官の答弁によりますと、非軍事とされております。

一方、宇宙開発利用関係の諸条約では、平和的利用は、非軍事ではなく非侵略と解されることも多く、防衛目的での利用を行うことが平和的利用の文言の解釈として許容されないものとまでは考えられません。

また、平和利用決議が採択された当時に比べ、宇宙開発利用の状況は大きく変わっておりまして、我々の日常生活の中でも宇宙の利活用は広く行われております。このように、宇宙開発利用が進展する中においても、安全保障に資する宇宙利用を一切認めないとするのが決議の趣旨とは考えにくいというふうに理解をしております。

憲法の平和主義の理念にのっとり、専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、決議の文言及びその趣旨に反するものではないというふうに考えております。

○島津委員 非軍事から、そういうところから発展しているわけですが、非常に解釈が変わってきている。いろいろ理由は挙げましたけれども、今、安倍政権のもとで、憲法解釈も変えられるという非常に乱暴なやり方がやられているわけですが、それと通じるものがあるというふうに、今答弁を聞いて感じました。

今答弁があったように、また、冒頭見てきたように、宇宙基本法とその後の基本計画は、宇宙の軍事利用の拡大、宇宙の軍事化路線がより鮮明に打ち出されている、こういうものになっているというふうな言わざるを得ません。

朝日新聞は、当時、この宇宙基本計画、パプコムで発表された素案について社説を出しました。宇宙の軍事化路線がより明確に打ち出されている。この社説では、「安配色が強すぎる」という表題で、中を読みますと、防衛白書と見間違えうばかりとも書いています。

そこで、宇宙活動法についてお聞きします。この法案は、ロケットに積む衛星や管理する衛星の利用について許認可によって規制するものだと

が、その許可の基準は、打ち上げは第六条、衛星管理は二十二条において、いずれも理念に即したものであることを規定しています。

そこで、お聞きしたいんですけれども、海外で、軍事的な政府ミッション、軍事利用の衛星の打ち上げなどを商用ロケットで打ち上げるケースがあります。仮に我が国の業者、例えば大企業、これが国際的な打ち上げの市場に参入した、こういう場合、我が国の安全保障に資するならば、このような他国の軍事ミッションを我が国の企業が受注することが可能となるのかどうか。外国政府の軍事利用の衛星が我が国の安全保障にかなうならば、このスキームで打ち上げが許可されることになるんじゃないですか。

○鶴保国務大臣 委員御指摘のとおり、本法律案では、宇宙基本法の基本理念に即したものであることが、搭載される人工衛星の利用の目的及び方法として許可の基準とさせていた、だいたいおりまして、したがって、この基本理念に即したものの、あるいは宇宙関連諸条約の確かかつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないことという厳しい要件のもと、これらを満たすものについてのみ許可をさせていた、たくという方針で臨みたいというふうに考えております。

○島津委員 結局、法律上は、軍事利用のための衛星を積んだ商用ロケットの打ち上げや衛星管理が可能になるというわけですね。

次に、リモセン法案について、関連して幾つかお聞きしたいと思えます。

リモートセンシング衛星は、可視光や赤外線あるいは電波などで地球を上空から観測する地球観測衛星とも呼ばれています。政府直属の情報機関、内閣情報調査室、内閣衛星情報センターで運用されている情報収集衛星もこのリモートセンシング衛星です。

これまで日本は、この情報収集衛星を何基打ち上げていたんでしょうか。

○塩川政府参考人 お答えします。

情報収集衛星につきましては、平成十五年十一月の光学衛星一基、レーダー衛星一基の打ち上げ失敗を含めまして、これまでに光学衛星を八基、レーダー衛星を六基打ち上げております。

○島津委員 この打ち上げの目的は何でしょうか。

○塩川政府参考人 お答えします。情報収集衛星は、平成十年十二月の閣議決定におきまして、外交、防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を行うことを目的とし、その導入が決定されたものであります。

この閣議決定に基づきまして、現在、内閣衛星情報センターでは、我が国や国民の安全を確保するため、衛星による必要な情報収集に努めているところであります。

○島津委員 大規模災害等への対応の危機管理、こういうことも言われたんですけれども、しかし、その撮影画像が東日本大震災のときには非公開でした。情報収集の衛星が解像度を上げるためには、地上から百五十から二百五十キロメートルという低高度で飛行することが必要です。そうすると、大気が厚いためにすぐ高度が下がってしまうことから、頻りに高度を修正する必要がありま

す。また、地上で何か事件などがあると、直ちにその方向に向きを変えなきゃいけません。そのため、衛星に搭載した燃料を短時間で使い切る、こういう寿命が短い特徴を持っている。ですから、大体二年から三年、これが寿命だと言われているんです。

先ほどお話がありましたように、日本でも情報収集衛星を次々と打ち上げています。これまで、この情報収集衛星にはどのぐらいのお金がかかっているんでしょうか。開発から打ち上げまでのこれまでの累計金額を教えてくださいませんか。

○塩川政府参考人 お答えします。情報収集衛星の開発、打ち上げ関係の予算は、これまでのところ、累計九千二百四十二億円であります。

○島津委員 やはり、次々と打ち上げなきゃいけないということですから、お金も非常にかかっている。しかし、なかなか、それが災害等の危機管理で使われているかという疑問もあるわけですね。

安倍政権が昨年十二月に策定した第三次宇宙基本計画工程表では、この情報収集衛星の体制を要に盛り込まれております。どのような体制にするんでしょうか。

○塩川政府参考人 お答えします。北朝鮮情勢を初めとする厳しい国際情勢の中で、外交、防衛等の安全保障や、大規模災害等への対応等の危機管理のため、衛星情報はますます重要になっていくものと認識しております。

このような情勢に鑑みまして、平成二十七年二月に宇宙開発戦略本部で決定された宇宙基本計画工程表においては、合計十基の整備計画について、今後、財源確保策をあわせて検討することとされております。

内閣衛星情報センターといたしましては、宇宙基本計画工程表を踏まえまして、情報収集衛星の体制の継続的強化に向け、引き続き、必要な人員、予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○島津委員 情報収集衛星というのは、可視光で地表の写真を撮る光学衛星と、電波で夜間や雲の多いときでも情報が得られるレーダー衛星の二基が一セットで運用されているわけですね。しかし、一日に一回しか同じ場所を観測できないので、今、二セット四基で運営されているわけですね。それを、今お答えがあったように十基にするというわけですね。

これからまた、これまでも九千億円以上使っている。さらに多額の税金を投入してつくり上げる。こういう情報収集衛星の体制なんですけれども、先ほども述べましたように、その撮影画像、大震災のときでも非公開。国民にはどう役に立っているかわからない。そして、その収集した情報についても、開示されるのか、されていない。外交、防衛等の安全保障に活用される。軍事スパイ衛星

じゃないか。こういう指摘もいろいろなところから上がっているわけです。平和と国民生活を破壊する衛星の軍事利用、きつぱりやめるべきじゃないでしょうか。

続いて、準天頂衛星についてもお聞きします。第三次宇宙基本計画では、日本版GPS、全球測位システムと呼ばれる準天頂衛星を、現在の一基から前倒しして七基体制が掲げられました。先ほども議論があったところで。

この問題は、参議院の予算委員会でも我が党の井上哲士議員も取り上げましたが、日米ガイドライン防衛協力指針に、新たに宇宙に関する協力が盛り込まれました。そして、二〇一三年から開始された宇宙に関する包括的日米対話で、日本の準天頂衛星システムの協力の促進が日米で議論されています。そのもとで、準天頂衛星整備前倒しが行われ、七基体制を目指して当面四基にふやす。これは二億円強が見込まれているわけです。

大臣、この準天頂衛星、アメリカの要求に沿って、米軍と協力する、軍事利用するということがありませんか。

○鶴保国務大臣 七基体制の確立についての御趣旨でのお尋ねだろうと思いますが、米GPSと同じ信号を出すことから、米GPSと連携した衛星測位システムの抗堪性強化につながるということが一番大きな理由だと思えます。またあるいは、米GPSに依存しない我が国独自の持続測位を可能とするという二つの側面から、我が国の安全保障強化には資するものと考えております。

具体的な安全保障上の有効活用の中身や準天頂衛星の利活用につきましては、繰り返しになりますが、これらに基づき、関係府省とも連携をしながら、これから詳細を詰めていきたいというふうに思います。

○島津委員 GPS衛星というのは、カーナビなどに使われていますから、カーナビなどのために打ち上げられたと思われがちなんですけれども、実はそうじゃありません。本来の目的は軍事用なんです。潜水艦が海中からどこへ浮き上がるか、

これを決めるのもこのGPS、軍隊が移動する、こういう情報もこれでやるわけです。

アメリカは、今お話があったように、三十基のGPS衛星を打ち上げています。無人攻撃機の問題が大分問題になっていきますけれども、この無人攻撃機の運航も、GPS衛星が遠隔操作のかなめになっているんです。

今、大臣、お答えがありましたけれども、こういうGPS衛星、日本の準天頂衛星も軍事目的に利用されるんじゃないかと非常に懸念するわけです。それはないということに改めて、今の答弁だとちよつとよくわかりませんでしたけれども、軍事利用はさせないということに約束してほしいと思ふんです。

○鶴保国務大臣 委員御指摘の軍事というものの内容が必ずしも明らかではありませんが、軍事がいかなるものであるかということに対しての判断は、主体、あるいは相手先、あるいはその環境状況などにより、その都度確認を要するものというふうな考えております。

御指摘の軍事利用の有無につきましては、日本国憲法の平和主義の理念に基づき、準天頂衛星の利活用について検討をさせていただきたいというふうな思っております。

○島津委員 結局、約束、明言していただけないわけですが。

今まで見てきたように、リモートセンシング衛星というのは、静止気象衛星「ひまわり」など、私たちの暮らしに役立つ衛星がある一方で、上空から、地上や海上での他国の部隊や基地の動きや活動状況を画像情報として探るスパイ衛星の役割を果たすこともできるんです。

無人攻撃機など、直接の武力行使にも活用されています。平和利用で始まった宇宙開発が、なし崩し的に軍事利用に傾き、それが強まっていく、この懸念、きょうの議論でも拭い切れません。

最後に、法案について具体的にお聞きします。法案は、内閣総理大臣によって、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障

を及ぼすおそれがあると認める十分な理由があるときは、画像の提供を一定期間、特定の地域を示して禁止することができるとしています。

確認したいんですけれども、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれと客観的にどういう場合なのか、そして、十分な理由とはどのような事態を想定しているのか、これをお答え願います。

○高田政府参考人 お答え申し上げます。国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあるものとは、個別具体的な状況に応じて総合的に判断する必要があり、具体的な状況を一概に申し上げることは困難であります。

その上で、あえて申し上げるとすれば、例えば、衛星リモートセンシング記録が紛争当事国やテロ組織などによって利用され、武力紛争やテロ行為などが助長されるおそれがある場合、あるいは、政治、軍事的な情報収集手段として利用され、我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがある場合などがこれに当たる可能性があると考えております。

また、十分な理由があるときということについてのお尋ねですが、このような国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすようなおそれがあるときであつて、そのように認識するのに十分な資料や客観的、合理的な理由がある場合などがこれに当たる可能性があると考えております。

○島津委員 曖昧な点も多々ある答弁でした。国民の知る権利を脅かしかねないと思いました。さらに、画像の提供を一定期間、特定の地域を示して禁止するとしているわけですが、日本国内で規制をしても、実際問題として、アメリカなどから海外の情報ほとんど入ってくるわけです。特に、アメリカは軍事技術の古くなったものを民間に払い下げて活用しているため、アメリカの民間データが流れ込む、こういうことが今

その意味でも、今回の法案というのは実効性がないんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょう。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。本法案においては、国内に所在する無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により取得した記録を規制対象としており、海外に所在する無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により取得した記録は規制対象とはなりません。その点は御指摘のとおりでございます。

一方、民間事業者が衛星リモートセンシング装置を使用する能力を持つ国では、衛星リモートセンシング記録を適切に管理するための法制度が整備されてきておりまして、アメリカ、カナダ、ドイツ、フランスといった国でも整備されてきています。

我が国といたしましても、こうした国々と緊密に連携することによりまして、衛星リモートセンシング記録の適正な取り扱いの実効性を確保してまいりたいと考えております。

○島津委員 我が国、ほかの国もやっているところもあるわけですが、しかし、それで万全とは言えない。ある意味、実効性がないわけですね。テロ組織などに渡らなくても、ほかの国は情報十分に得ているわけ、そういう点では本当に実効性を疑問に思っています。

私は、ある研究者の方からこの法案の審議に当たって話を聞いたんですけれども、今回のリモートセンシング法案は、そうした今述べた実効性がないと同時に、研究者にとつて不安と語っていました。研究者にとつては、これが制約になって害悪の方が大きいんじゃないか、制約を加えずに自由に競争した方が宇宙技術の民主的発展にとつて有効である、こういう声だったんです。

こうした研究者の立場からの不安、心配、この声にどう応えるんでしょうか。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。本法案で規制対象となる衛星リモートセンシング

グ記録、こちらを利用するに当たりましては、適正に取り扱うことができる旨の内閣総理大臣の認定を受ける必要がございます。申請等の一定の手続負担を必要とするのは事実でございます。

一方、本法第三条第二項におきましては、「衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達を確保されるよう適切な配慮をするもの」と定められております。

認定に係る判断基準につきましては、衛星リモートセンシング記録の利用の目的が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすものでないこと、衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を適切に実施できることなどが考えられておりますが、詳細な検討に当たりましては、研究者の方々の研究活動が円滑に進むように検討してまいりたいと考えております。

○島津委員 ぜひ、こうした研究者の皆さんの心配にきちんと応えていただきたいと思うんです。この法案は、テロ対策等を名目に、最新の宇宙技術で得た情報に政治、行政的な規制をかけるものです。国による規制が進むと、画像ユーザーである研究者にとっても大きな制約になるわけです。宇宙科学発展の妨げともなります。

同時に、画像を商用として取り扱っている民間企業にも支障が生じることとなります。基準が不明確なまま、時の政府の判断で禁止措置をとる、こういうことになるわけですが、非常に危険だということ指摘したいと思うんです。

宇宙というのは、ハッブル宇宙望遠鏡で撮られた神秘的な映像に多くの人が魅せられています。木星や火星探査での新発見に心が躍り、小惑星探査機「はやぶさ」の劇的な帰還に多くの人が拍手を送りました。

こうした宇宙をめぐる話題には夢とロマンがかき立てられます。しかし、それらは宇宙開発の一面でしかありません。そうした華やかな話題の裏で進行しているのが宇宙の軍事利用です。宇宙科学、探査分野や民生分野が後景に押しやられ、軍

事利用に莫大なお金がつき込まれています。軍事機密に制約されるため、民生用に開発普及されコストダウンを進める阻害にもなります。科学技術の発展の阻害にもなるんです。

日本の宇宙開発は、一九六九年の全会一致での国会決議以来、非軍事に限られ、自主、民主、公開の原則で進められてきました。改めてこの決議に立ち戻って、日本の宇宙開発を憲法九条に基づき平和目的に限定する、そのためには宇宙基本法の安全保障条項を削除することを求めて、質問を終わります。

○秋元委員長 次に、浦野靖人君。
○浦野委員 日本維新の会の浦野です。よろしくお願いをいたします。

先ほど共産党の先生も最後におっしゃっていましたが、宇宙というのは本当にいろいろな夢もたくさんある世界です。個人的には、私は、スター・トレックが大好きで、いつかあんなふうになつたらいいなと思っておりますけれども、あれはもう完全に軍事が描かれている世界ですので、きょうはそれは触れないでおこうと思っております。

質問に入りますけれども、冒頭からいろいろとお話があったのかぶるかもしれないんですけども、今回の法整備はもちろん重要なんですけれども、これから宇宙産業の成長にどういうふうに取り組んでいくのかということが、軍事利用しない、平和目的の利用しかない、日本の、もちろん技術的にはたくさん強みがあると思うんですけども、どこに向けて成長させていくかということが重要だと思っております。その点について考えていることを述べていただきたいと思っております。

○豊田大臣政務官 お答えを申し上げます。
本年四月に閣議決定された宇宙基本計画においては、宇宙安全保障の確保、民生分野における宇宙利用の推進、宇宙産業及び科学技術の基盤の維持強化の三つを、今後十年間の宇宙政策の目標と掲げたところでございます。

特に、宇宙産業をめぐる地帯は大きく変化しております。各国が産業育成にしのぎを削っている

中、我が国も産業振興としての宇宙政策を重点的に行う必要がございます。

このため、我が国の宇宙システムの海外展開に積極的に関与することが重要。また、準天頂衛星を初めとした各種の宇宙システムを整備するとともに、宇宙を利用した新事業、新サービスの創出など、宇宙開発利用戦略を強力に推進してまいり所存でございます。

このような新たな民間事業者による宇宙活動を支えるための基盤づくりが、今回の宇宙二法案制定の理由でございます。

○浦野委員 日本では、今よく打ち上げられているHIIロケットというのがあります。あれは世界的に見てもかなり精度の高いロケットですけれども、最近よく宇宙関係で話題になるのはスペースXですね。この間も派手に大爆発を起こしました。世界各国で非常に大きなニュースになっていましたけれども、日本は今、そのHIIロケットの後継のものを開発していくことになっていいると思うんですけれども、HIIですかね、その点の開発について今現状どういうふうになっているのか、お聞かせください。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。
HIIロケットについてのお尋ねでございますけれども、HIIロケットにつきましては、宇宙輸送の自立性を継続的に確保する、また、打ち上げサービスの国際競争力の強化をするということを目指して、一層の運用コストの削減、また、多様な打ち上げニーズへの対応ということが可能としますよう、その開発を官民一体となつて現在進めているところでございます。

現状についてとお尋ねでございますけれども、昨年度、基本設計を完了いたしましたところでございまして、ロケットの機体の形態を確定したところでございます。現在、エンジン、機体構造、電気装置、補助ロケットブースター等の詳細設計に着手しているところでございます。さらに、本年度中にも、新たに開発をいたします第一段エンジン、それから補助ロケットブースター

の燃焼試験等の実施を予定しているという状況でございます。平成三十二年度の初号機打ち上げを目指しまして、今後とも着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○浦野委員 ありがとうございます。
今回、補償する内容のものも入っておりますけれども、諸外国において人工衛星打ち上げに対する政府補償を支払った実績というのは実際あるんでしょうか。

○豊田大臣政務官 お答えを申し上げます。
民間による人工衛星等の打ち上げを行っている先進国であるアメリカ及びフランスにおいては、両国とも政府補償制度を導入しておりますが、制度が導入されて以降、政府補償が支払われた実績はございません。

○浦野委員 この間、先ほど言った派手に爆発したスペースXなども、お聞かせいただくと、あれはアメリカ軍が持っていた基地で打ち上げ準備中に大爆発を起こしたということで、周りには民間のそういう施設もない、被害があつたのも、思っていたほど被害がなかったということもありましたし、結局はイーロン・マスクさんの個人資産が大分吹っ飛んだというだけのことと終わつたみたいでございます。

大体この保険額というのはどれぐらいになるかという算定方法があると思うんですけれども、それについてはいかがですか。

○豊田大臣政務官 お答えを申し上げます。
人工衛星等の打ち上げに伴い発生し得る被害の規模は、ロケットの大きさや打ち上げる場所の周辺環境等によつて異なっております。そのため、本法では、人工衛星の打ち上げ用ロケットの設計、打ち上げ施設の場所、その他の事情を勘案した上で、個別に保険額を算定することとしております。

具体的な額については今後内閣府令で定めることとしておりますが、ベンチャー企業等の新たな小型ロケットに対し、ロケットの規模に応じた合理的な額となるよう検討を進めてまいります。

○浦野委員 今いろいろとお答えをいただきましたけれども、日本は技術的には恐らく世界でもトップレベルのさまざまなものを持っていると思うんですね。こういう技術を、宇宙分野でももちろんたくさんいろいろな技術を持っていると思います。こういった強みを生かした宇宙システムをまた、日本の技術を海外にしっかりと売り込んで、日本全体の経済の部分もありますし、底上げをしていくということもあると思います。この海外展開ですね、もちろん、日本だけじゃなくて海外展開に向けた大臣の決意を聞かせていただきましたと思います。

○鶴保国務大臣 私、先般、この衛星関連の仕事で九月にトルコにも出張させていただきました。その際、ユルドウルム首相を初め主要大臣と会談を行わせていただき、我が国の宇宙開発、宇宙技術の高さに大変注目をしていただいて、期待をさせていただいているということをひしひしと感じました。

現在、御案内のとおり、世界の宇宙産業というのが年率七％もの高成長を遂げているということや、各国がこの宇宙産業分野に進出をすべくしごを削っている状況でありますから、これは政府が政治主導をもって、政治も主導的な役割を果たしながら、こうした産業分野にしっかりとコミットしていかねばならないというふうに思います。経協インフラ戦略会議というものがございまして、インフラ輸出にも取り組んでおるところでありますので、この宇宙分野はその大きな柱になるというふうを考えております。

○浦野委員 これから日本が世界に貢献していただける分野の大きな一つだろうと私も考えておりますので、ぜひしっかりとやっていただけたらと思っております。

もう一つ、気になるといふか、私は個人的に、皆さんとは意見が違いかもしれませんが、この間も大きくニュースになりました、中国が有人飛行をまた成功させています。これで、今有人飛行を行っている国はアメリカとロシアと中国

世界では三方国だけということですが。

私は、もちろん有人飛行、日本独自でそういう技術をしっかりと確立してできればいいかなとも思っていますけれども、実際は、いろいろお聞きすると、かなりハードルの高い技術だ、また、場所的にも非常に、有人飛行の打ち上げに地理的に余り適していないところもあるということ、なかなか難しいんじゃないかというふうにはおっしゃっていました。

私自身は、有人飛行をそんなに無理やり目指すことはないと思っています。残念ですけども。ただ、私はやはり、世界各国で行われているいろいろな技術発展に寄与できるような部分で、別に有人飛行のみならず、いろいろな貢献できる分野は日本は持っていると思いますので、そういう部分をどんどん前に進めていただきたいなと個人的には思っています。

今現在、日本で、有人飛行に関してどういふような方向性で考えられているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。

有人飛行、有人宇宙活動についてのお尋ねでございましたけれども、私も、有人宇宙活動につきましては、御例示のございました中国のような独自の有人打ち上げということの計画は持つておられないわけですが、一方で、国際協力の枠組みを通じて、一九九八年から、米国、ロシア、欧州、カナダと協力をいたしまして、国際宇宙ステーション、通称ISSと言っておりますけれども、この計画を推進してきております。そして、昨年の十二月には、我が国として、このISS計画への参加延長を二〇二四年までということを決めたところでございます。

この計画でも、ほかでは得ることができない宇宙空間での研究成果の獲得などの非常に貴重な成果を得ているというふうにも認識しております。私どもとしましては、引き続き、このISS計画等の国際協力の枠組みを通じて有人宇宙活動

を推進してまいりたい、このように考えているところでございます。

○浦野委員 宇宙開発というのは、ロケットだけじゃなくいろいろな、今おっしゃったようにステーションとかもありません。技術的には可能だと言われている宇宙エレベーターとかもありません。私は、その分野は、日本は本当にできるんじゃないかというふうにも勝手に思っている一人なんですけれども、この後、この法案の採決に当たって、最後に大臣、一言お言葉をいただけたらと思います。

○鶴保国務大臣 段々のお話があったとおり、宇宙開発利用は本当に地平が変わってきております。民間の参入のみならず、各国の科学技術の発展がそれぞれにおいて進んできたおかげで、各国は、この七％以上の経済成長の中で、宇宙分野に参入しようとするの姿を削っておるところでありますから、我が国としても、この技術の発展、寄与のためにも、そしてまた、先ほど委員から御指摘があったような、スター・トレックとまでは言いませんが、夢と希望を醸成させる宇宙開発利用に大いに私たちも参画し、参画をしていく決意を持って頑張っていきたいというふうに思います。

○浦野委員 少し早目ですけども、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○秋元委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○秋元委員長 これより両案について討論に入ります。

討論の申し出がありませんので、これを許します。池内さおり君。

○池内委員 日本共産党を代表して、ただいま議題となりました宇宙活動法案及び衛星リモートセンシング法案のいずれにも反対の討論を行います。

宇宙活動法案は、ロケットの打ち上げ、衛星の管理を許認可によって規制するものです。今後、民間企業が宇宙活動に参加することになれば、これを規律するルールは必要です。しかし、平和の目的に限るものとして進められてきた宇宙の開発利用は、二〇〇八年に成立した宇宙基本法に、安全保障に資することが盛り込まれ、軍事を目的とする宇宙の開発利用に道が開かれました。本法案は、ロケットの打ち上げ、衛星管理運営は宇宙基本法の基本理念に即したものであることとしており、軍事目的の打ち上げ、衛星管理は、何ら制約を受けることはありません。そうである以上、平和の目的に限ることから逸脱することになるのは明白であり、到底賛成することはできません。

次に、衛星リモートセンシング法案について反対理由を述べます。

法案は、テロ対策等を名目に、最新の宇宙技術で得た情報に政治、行政的な規制をかけるものです。本来、宇宙の開発利用においては、自主、民主、公開の原則に立つべきなのに、国による規制が進むと、画像ユーザーである研究者にとっても大きな制約となり、宇宙科学の発展の妨げとなるばかりでなく、画像を商用として取り扱っている民間企業の活動にも支障が生じかねません。

また、法案は、内閣総理大臣が、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由がある」と判断すれば、画像の提供を一定期間、特定の地域を示して禁止することができるとしています。

しかし、十分な理由は、これはどのような事態を想定しているのか、基準が不明確なまま、時の政権の判断で禁止措置をとるということは、国民の知る権利を不当に脅かすものです。

以上、両法案に対する反対の理由を述べて、討論を終わります。(拍手)

○秋元委員長 これにて討論は終局いたしました。

○秋元委員長 これより採決に入ります。まず、第九十回国会、内閣提出、人工衛星等の打ち上げ及び人工衛星の管理に関する法律案につ

いて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋元委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第九十回国会、内閣提出、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋元委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋元委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○秋元委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時五十九分散会

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

第一節 人工衛星等の打上げに係る許可(第一―四条)

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定(第十三条―第十五条)

第三節 打上げ施設の適合認定(第十六条―

第十八条

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例(第十九条)

第三章 人工衛星の管理に係る許可等(第二十条―第三十条)

第四章 内閣総理大臣による監督(第三十一条―第三十四条)

第五章 ロケット落下等損害賠償責任(第三十五条―第三十八条)

第一節 ロケット落下等損害賠償責任(第三十五条―第三十八条)

第二節 ロケット落下等損害賠償責任(第三十九条)

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約(第四十条―第四十八条)

第四節 供託(第四十九条―第五十二条)

第六章 人工衛星落下等損害賠償(第五十三条―第五十四条)

第七章 雑則(第五十五条―第五十九条)

第八章 罰則(第六十条―第六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとめ、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月そ

の他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(第二十二号)において「宇宙空間探査等条約」という。)、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置して使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。)から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

八 ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛行しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害(テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なものとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害(第九条第二項及び第四十条第一項において「特定ロケット落下等損害」という。)を除く。)の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等)で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。)が理めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。

十 ロケット落下等損害賠償補償契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置に

よつては埋めることができないロケット落下等損害をその者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する契約をいふ。

十一 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいふ。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第三条 国は、この法律の施行に当たつては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

第一節 人工衛星等の打上げに係る許可等 (許可)

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計(第十

三条第一項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロ

ケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定(以下「外国認定」といふ)を受けたものにあつては外国認定を受けた旨

三 打上げ施設(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号)、構造及び設備(第十八条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあつては、その適合認定番号)

四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画(以下「ロケット打上げ計画」といふ。)

五 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

六 その他内閣府令で定める事項 (欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十二条の規定により許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者

三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの (許可の基準)

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準(以下「ロケット安全基準」といふ)に適合していること又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として内閣府令で定める基準(以下「型式別施設安全基準」といふ)に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星の打上げ用ロケットに向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の

打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置(次号及び第十六条第二項第四号において「飛行中断措置」といふ)を講ずるために必要な信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

三 ロケット打上げ計画において、飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法が定められているほか、その内容が公共の安全を確保する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

四 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(変更の許可等)

第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「打上げ実施者」といふ)は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき及び型式別施設安全基準に変更があつた場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたときを含む)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届けなければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(設計合致義務等)

第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならない。

(損害賠償担保措置を講ずべき義務)

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行ってはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約(特定ロケット落下等損害に係るものに限る。)の締結若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場所その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額(第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。)をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの(同条第二項において「相当措置」という。)をいう。

(承継)

第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規

定による地位を承継する。

2 打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 第五条及び第六条(第三号、ロケット打上げ計画を履行する能力に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、前三項の認可について準用する。

5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合にあつたときは、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき)は、同条第一項の許可は、その効力を失う。(死亡等による許可の失効)

第十一条 前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人

四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員

(許可の取消し)

第十二条 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。
- 二 第五条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき。
- 四 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。
- 五 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- 六 第八条の規定に違反していると認めるとき。
- 七 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定

第十三条 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。

2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していること

を証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計
- 三 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、同項の型式認定をしなければならない。

4 第一項の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによつて行う。

(設計等の変更)

第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき(ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたときを含む)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(型式認定の取消し)

第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことができる。

- 一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第三十三条第一項の規定による命令に違反

したとき。

2 第十三条第一項の型式認定を受けた者は、前項の規定により当該型式認定が取り消されたときは、遅滞なく、型式認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第三節 打上げ施設の適合認定
(適合認定)

第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式(その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限り)ごとに、適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 打上げ施設の場所(船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、構造及び設備)
- 三 第十三条第一項の型式認定に係る型式認定番号又は外国認定を受けた旨
- 四 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法
- 五 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。

4 第一項の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された打上げ施設認定書を交付することによつて行う。

(打上げ施設の場所等の変更)

第十七条 前条第一項の適合認定を受けた者は、

同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとき(型式別施設安全基準の変更があつた場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について(適合認定の取消し)

第十八条 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認定を取り消すことができる。

- 一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例
第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という)が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

設について第十六条第一項の適合認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

第三章 人工衛星の管理に係る許可等
(許可)

第二十条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行うとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 人工衛星管理設備の場所
- 三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道
- 四 人工衛星の利用の目的及び方法
- 五 人工衛星の構造
- 六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置(以下「終了措置」という)の内容
- 七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画(以下「管理計画」という)。
- 八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わつて人工衛星の管理を行う者(以下「死亡時代理人」という)の氏名又は名称及び住所
- 九 その他内閣府令で定める事項(欠格事由)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができな

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法

令による刑を含む)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第三十条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取扱われている者

四 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

五 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(許可の基準)
第二十二条 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることその他の宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉(次号及び第四号二において「宇宙空間の有害な汚染等」という)の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 三 管理計画において、他の人工衛星との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害

な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされており、かつ、申請者(個人にあつては、死亡時代理人を含む。)が当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。

四 終了措置の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するものであること。

イ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を下げて空中で燃焼させること(これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落下させて回収することを含む。)であつて、当該人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの

ロ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を上げて時の経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであつて、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれがないもの

ハ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないもの

ニ イからハまでに掲げる措置を講ずることができない場合において、誤作動及び爆発の防止その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置を講じ、並びに人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、その制御をやめること。

(変更の許可等)

第二十三条 第二十条第一項の許可を受けた者(以下「人工衛星管理者」という。)は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければなら

ない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(管理計画の遵守)

第二十四条 人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなければならない。

(事故時の措置)

第二十五条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復の見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可は、その効力を失う。

(承継)

第二十六条 人工衛星管理者が国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行うおとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 人工衛星管理者が、国内に所在する人工衛星

管理設備によらずに人工衛星の管理を行うおとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 第二十一条及び第二十二条(第三号)管理計画を実施する能力に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

6 人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたとき(これらの認可の申請がない場合があつたときは、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合があつたときは、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、同条第一項の許可に

係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(前条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、これらの者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、前条前段、第三十一条、第三十二条及び第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(死亡の届出等)

第二十七条 人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間(第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間)は、その死亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

(終了措置)

第二十八条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

2 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失う。

(解散の届出等)

第二十九条 人工衛星管理者である法人が合併以

外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その清算法人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（許可の取消し等）
第三十条 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の許可を取り消すことができる。
一 偽りその他不正の手段により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。
二 第二十一条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。
三 第二十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
四 第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。
五 第三十四条第一項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認

可に付された条件に違反したとき。
2 人工衛星管理者が前項の規定により第二十条第一項の許可を取り消されたときは、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（立入検査等）
第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（指導等）
第三十二条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かかつ円滑な実施及

び公共の安全の確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
（是正命令）
第三十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該型式認定を受けた者に対し、ロケット安全基準に適合させるため、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合せず、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該適合認定を受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合させるため、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が第二十四条の規定に違反していると認めるときは、当該人工衛星管理者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（許可等の条件）
第三十四条 第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第十条第一項から第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（無過失責任）
第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。
（責任の集中）
第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の打上げを行う者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。
2 ロケット落下等損害については、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。
3 第一項の規定は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）の適用を排除するものと解してはならない。
（賠償についてのしん酌）
第三十七条 前二条の規定にかかわらず、ロケット落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。
（求償権）
第三十八条 第三十五条の場合において、他のその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

2 前項の規定は、求償権に関し書面による特約をすることを妨げない。

（賠償）
第三十九条 第三十五条の場合において、他のその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

（賠償）
第三十九条 第三十五条の場合において、他のその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

（賠償）
第三十九条 第三十五条の場合において、他のその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

（賠償）
第三十九条 第三十五条の場合において、他のその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

第二節 ロケット落下等損害賠償責任保険契約

第三十九条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に關し、ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 被保険者は、ロケット落下等損害の被害者に對する損害賠償額について、自己が支払った限度又は当該被害者の承諾があつた限度に對するのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、ロケット落下等損害の被害者がその損害賠償請求権に關し差し押さえる場合は、この限りでない。

第三節 ロケット落下等損害賠償補償契約

(ロケット落下等損害賠償補償契約)
第四十条 政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者の特定ロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、これを打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を当該特定ロケット落下等損害の賠償に充てられる第九條第二項に規定する損害賠償担保措置(以下単に「損害賠償担保措置」という。)の賠償措置額に相当する金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

2 前項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項のロケット落下等損害賠償補償契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を、我が国の人工衛星等の打上げに關係

する産業の国際競争力の強化の観点から措置することが適當なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相當する金額(当該ロケット落下等損害について相當措置が講じられていない場合にあっては、当該賠償措置額に相當する金額又は当該相當措置により当該ロケット落下等損害の賠償に充てることができる金額のいずれか多い金額)を控除した金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

3 前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。
(ロケット落下等損害賠償補償契約の期間)
第四十一条 ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとする。

(補償金)
第四十二条 政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失について当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額までとする。

(時効)
第四十三条 政府は、一會計年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額が會計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結するものとする。

第四十四条 補償金の支払を受ける権利は、これを行使することができる時から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。
(代位)

第四十五条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に對して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一 政府が補償した金額
二 当該求償権の金額
(補償金の返還)
第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払つた場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一 第八條の規定に違反して人工衛星等の打上げを行ったこと。
二 人工衛星等の打上げを行った際、第十二條第一号又は第五号に該當していたこと。
(業務の管掌)
第四十七条 この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。

2 内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
(業務の委託)
第四十八条 政府は、政令で定めるところにより、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務の一部を保険者に委託することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他内閣府令で定める事項を告示しなければならない。
第四節 供託
(損害賠償担保措置としての供託)
第四十九条 損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所(国内に事務所がない場合は、第四條第一項の許可に係る打上げ施設の場所(船舶に搭載された打上げ

施設にあつては当該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあつては当該航空機の定置場の所在地)の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券(社債、株式等の振替)に関する法律平成十三年法律第七十五号)第二百七十八條第一項に規定する振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。)によりするものとする。
(供託物の返付)
第五十条 ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に關し、前条の規定により打上げ実施者が供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

(供託物の取戻し)
第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合において、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九條の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。
一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなつたとき。
二 ロケット落下等損害が発生し、その損害の賠償を終えたとき。
三 供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

(内閣府令・法務省令への委任)
第五十二条 この節に定めるもののほか、供託に關する事項は、内閣府令・法務省令で定める。
第六章 人工衛星落下等損害の賠償
(無過失責任)
第五十三条 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。
(賠償についてのしん酌)
第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に關して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責

任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

第七章 雑則

(宇宙政策委員会の意見の聴取)

第五十五条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二号、第六号若しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第五十六条 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(国に対する適用除外)

第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

2 国が行う人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

(経過措置)

第五十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(内閣府令への委任)

第五十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第八章 罰則

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可、第十条第一項から

第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又は第十六条第一項の適合認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行った者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかつた者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第十三条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

二 第十七条第一項の規定に違反して第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項、第二十五条、第二十六条第二項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかつた者

三 第十八条第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかつた者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十五条 第十一条、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第十条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為) 第二条 第四条第一項又は第二十条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四条第二項又は第二十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 第十三条第一項の型式認定又は第十六条第一項の適合認定を受けようとする者(機構を除く)は、この法律の施行前においても、第十三条第二項又は第十六条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 機構は、その行った人工衛星の打上げ用口ケットの設計について、この法律の施行前においても、第十九条第一項の規定の例により、第十三条第一項の型式認定の申請を行うことができる。

4 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九条第二項の規定の例により、第十六条第一項の適合認定の申請を行うことができる。

第三条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二号第二号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。

ケットの設計について、この法律の施行前においても、第十九条第一項の規定の例により、第十三条第一項の型式認定の申請を行うことができる。

4 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第十九条第二項の規定の例により、第十六条第一項の適合認定の申請を行うことができる。

第三条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二号第二号若しくは第三号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

2 内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置) 第四条 この法律の施行の際現に行われている人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

(検討) 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正) 第六条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項を削る。

第十九条第二項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第八号」を「同条第八号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条第一項中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「同項第五号」を「同条第五号」に改め、同項第八号中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「同項第六号」を「同条第六号」に改める。

第二十八条第一号中「又は第二十二條第一項」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十一条第二号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、同条第三号を削る。
(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第二十六号及び第三百四十八條第二項第三十八号中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

第三百四十九條の三第十六項中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改める。

(土地収用法及び印紙税法の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「第十八条第一項第一号」を「第十八条第一号」に改める。

一 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三條第三十四号の二

二 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三の文書名の欄

(政令への委任)

第十條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理由

宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第三条)

第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等(第四条・第十七条)

第三章 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制(第十八条・第二十条)

第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定(第二十一条・第二十六条)

第五章 内閣総理大臣による監督(第二十七条・第三十条)

第六章 雑則(第三十一条・第三十二条)

第七章 罰則(第三十三条・第三十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣

による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体をいう。

二 衛星リモートセンシング装置 地球を回る軌道に投入して使用する人工衛星(以下「地球周回人工衛星」という。)に搭載されて、地表若しくは水面(これらに近接する地中又は水中を含む)又はこれらの上空に存在する物により放射され、又は反射された電磁波(以下「地上放射等電磁波」という。)を検出し、その強度、周波数及び位相に関する情報並びにその検出した時の当該地球周回人工衛星の位置その他の状態に関する情報(次号において「検出情報」という。)を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)として記録し、並びにこれを地上に送信する機能を有する装置であつて、これらの機能を適切な条件の下で作動させた場合に地上において受信した当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに判別ができる物の程度(以下この条及び第二十一条第一項において「対象物判別精度」という。)(が車両、船舶、航空機その他の移動施設の移動を把握するに足りるものとして内閣府令で定める基準に該当し、かつ、これらの機能を作動させ、又は停止させるために必要な信号及び当該電磁的記録を他の無線設備(電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電气的設備及びこれと電気通信

回線で接続した電子計算機をいう。以下同じ。)との間で電磁波を利用して送信し、又は受信することのできる無線設備を備えるものをいう。

三 操作用無線設備 衛星リモートセンシング装置の地上放射等電磁波を検出する機能を作動させる時間、検出情報が記録された電磁的記録(以下「検出情報電磁的記録」という。)を地上に送信する時間、その送信の際に用いる通信の方法及び対象物判別精度の決定及び変更その他の衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を当該衛星リモートセンシング装置に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

四 衛星リモートセンシング装置の使用 自ら又は他の者が管理する操作用無線設備から衛星リモートセンシング装置にその操作を行うために必要な信号を送信する方法を設定した上で、当該操作用無線設備を用いて、地球周回人工衛星に搭載された当該衛星リモートセンシング装置の操作を行い、検出情報電磁的記録を地上に送信することをいう。

五 特定使用機関 衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができるものとして政令で定める国又は地方公共団体の機関をいう。

六 衛星リモートセンシング記録 特定使用機関以外の者による国内に所在する操作用無線設備を用いた衛星リモートセンシング装置の使用により地上に送信された検出情報電磁的記録及び当該検出情報電磁的記録に加工を行った電磁的記録のうち、対象物判別精度、その加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して、その利用により宇宙基本法第十四条に規定する国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障(以下「国際社会の平和の確

保等」という。)に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める基準に該当するもの並びにこれらを電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)に複製したものをいう。

七 特定取扱機関 特定使用機関及び衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができるものとして政令で定める国若しくは地方公共団体の機関又は外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関をいう。

八 衛星リモートセンシング記録保有者 衛星リモートセンシング記録を保有する者(特定取扱機関を除く。)をいう。

(国の責務等)

第三条 国は、国際社会の平和の確保等に資する宇宙開発利用に関する施策の一環として、衛星リモートセンシング装置の使用を行う者及び衛星リモートセンシング記録保有者がこの法律の規定により遵守すべき義務が確実に履行されるよう必要な施策を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達を確保されるよう適切な配慮をすものとす。

第二章 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

(許可)

第四条 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行うおとす者(特定使用機関を除く。)は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能

三 衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道

四 操作用無線設備及び衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号を他の無線設備を経由して送信する際に經由する無線設備(第六条第一号において「操作用無線設備等」という。)の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法

五 衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するために必要な無線設備(受信する際に經由するものを含む。以下「受信設備」という。)の場所、構造及び性能並びにその管理の方法

六 衛星リモートセンシング記録の管理の方法

七 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わつて衛星リモートセンシング装置の使用を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所

八 その他内閣府令で定める事項(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者

三 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリ

ストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第一項の規定により公告されている者(現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。)又は同法第四条第一項の規定による指定を受けている者(第二十一条第三項第一号ハにおいて「国際テロリスト」という。)

四 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取扱われている者

五 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

六 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七 個人であつて、その死亡時代理人が前各号のいずれかに該当するもの(許可の基準)

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 衛星リモートセンシング装置の構造及び性能、当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道並びに操作用無線設備等及び受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法が、申請者以外の方が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するために必要かつ適切な措置が講じられていることその他の国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

二 衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置が講じられていること。

三 申請者(個人にあつては、死亡時代理人を

含む。)が、第一号に規定する申請者以外の者が衛星リモートセンシング装置の使用を行うことを防止するための措置及び前号に規定する衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置を適確に実施するに足る能力を有すること。

四 その他当該衛星リモートセンシング装置の使用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものであること。(変更の許可等)

第七条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「衛星リモートセンシング装置使用者」という。)は、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。(不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置)

第八条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の操作を行うために必要な信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものについて、電子計算機及び変換符号(信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下この条において同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号(第五項において「対応変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置使用者以外の者による衛星リモートセンシング装置の使用を防止するために必要かつ適切なものとし

て内閣府令で定める措置を講じなければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信する検出情報電磁的記録について、電子計算機及び記録変換符号(電磁的記録の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。)を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた記録変換符号と対応する記録変換符号(第四項及び第五項において「対応記録変換符号」という。)を用いなければ復元することができないようにする措置その他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が第四条第一項の許可に係る受信設備以外の受信設備で受信されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号を他の者(操作用無線設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合)にあっては、当該管理する者以外の者に提供してはならない。

4 衛星リモートセンシング装置使用者は、対応記録変換符号を他の者(受信設備を管理する者が衛星リモートセンシング装置使用者と異なる場合)にあっては、当該管理する者以外の者に提供してはならない。

5 衛星リモートセンシング装置使用者は、変換符号、対応変換符号、記録変換符号及び対応記録変換符号(以下この項において「変換符号等」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の変換符号等の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

(申請に係る軌道以外の機能停止)
第九条 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第一項の許可に係る衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星が同項

の許可に係る軌道を外れているときは、直ちに、操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信し、当該地球周回人工衛星が同項の許可に係る軌道に戻るまで当該機能を停止させなければならない。

(検出情報電磁的記録の受信に用いる受信設備)
第十条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するときは、第四条第一項の許可に係る受信設備であつて自ら又は特定取扱機関若しくは第二十一条第一項の認定を受けた者が管理するもの以外の受信設備を用いてはならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信するに際して第二十一条第一項の認定を受けた者が管理する受信設備を用いる場合において、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定により当該認定が取り消されたときは、内閣総理大臣は、その旨を当該衛星リモートセンシング装置使用者に速やかに通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた衛星リモートセンシング装置使用者は、同項に規定する受信設備による受信ができる場合において当該衛星リモートセンシング装置から当該受信設備に向けて検出情報電磁的記録の送信を行わないこと、記録変換符号を変更することその他の当該衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録が当該受信設備で受信されて衛星リモートセンシング記録として利用されることを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

(故障時等の措置)
第十一条 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周回人工衛星の故障その他の事情に

より、終了措置(第十五条第二項に規定する終了措置をいう。第十三条第六項及び第十四条第二項において同じ。)を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

(帳簿)
第十二条 衛星リモートセンシング装置使用者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を備え、その衛星リモートセンシング装置の使用の状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(承継)
第十三条 衛星リモートセンシング装置使用者が国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行うとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が、国内に所在する操作用無線設備によらずに衛星リモートセンシング装置の使用を行うとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 衛星リモートセンシング装置使用者である法

人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 第五条及び第六条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。

6 衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行い、又は衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があつたときは、これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたときは、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人(第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日(これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日)から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間(第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出が

あるまでの間は、これらの者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、前条、第二十七条、第二十八条及び第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（死亡の届出等）

第十四条 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その死亡時代理人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、前条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（終了措置）

第十五条 衛星リモートセンシング装置使用者は、第十三条第六項、前条第二項、次条第二項又は第十七条第二項の規定によるほか、いつでも、衛星リモートセンシング装置の使用を終了することができる。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するとき、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置（以下「終了措置」という。）を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信することその他の当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置

二 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置に再開信号（その地上放射等電磁波を検出する機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。以下同じ。）を受信するまで当該機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出ることその他の再開信号を受信しない限り当該機能を回復することができないようにするために必要なものとして内閣府令で定める措置

3 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

4 第二項第二号に掲げる終了措置を講じた者は、同号の再開信号及びその作成方法に関する情報を特定使用機関又は当該終了措置に係る衛星リモートセンシング装置の使用について新たに第四条第一項の許可を受けた者以外の者に提供してはならない。

（解散の届出等）

第十六条 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該

事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その清算法人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（許可の取消し等）

第十七条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ずることができる。

一 偽りその他の不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。

二 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 第六条各号のいずれかに適合しないこととなつたとき。

四 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

五 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信したとき。

六 この項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

七 次条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。

八 第三十条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

2 衛星リモートセンシング装置使用者が前項の規定により第四条第一項の許可を取り消されたときは、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第三章 衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

（衛星リモートセンシング記録の提供の制限）

第十八条 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の取扱いについて第二十一条第一項の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、同条第四項の認定証の提示を求めてその者が当該認定を受けた者であることを確認した上で、当該衛星リモートセンシング記録に係る同条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法その他の当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

2 衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング装置使用者（当該衛星リモートセンシング記録に係る衛星リモートセンシング装置の使用について第四条第一項の許可

を受けたる者に限る。又は特定取扱機関に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、内閣府令で定めるところにより、当該提供の相手方に対し、当該衛星リモートセンシング記録に係る第二十一条第一項の内閣府令で定める区分を明示するとともに、前項の内閣府令で定める方法により、これを行わなければならない。

3 衛星リモートセンシング記録保有者は、前二項の規定により、各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行ふ審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査若しくは会計検査院の検査その他これらに準ずるものとして政令で定める公益上の必要により、又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行ふ場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。(衛星リモートセンシング記録の提供の禁止の命令)

第十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者(国内に住所若しくは居所を有しない自然人又は国内に主たる事務所を有しない法人その他の団体であつて、外国において衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(以下「外国取扱者」という。)を除く。)に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定め、その提供の禁止を命ずることができる。

2 前項の規定による禁止の命令は、国際社会の平和の確保等のために必要な最小限度のものでなければならない。

3 前二項の規定は、衛星リモートセンシング記

録保有者(外国取扱者に限る。)について準用する。この場合において、第一項中「提供の禁止を命ずる」とあるのは、「提供をしないことを請求する」と、前項中「禁止の命令」とあるのは、「請求」と読み替へるものとする。

第二十条 衛星リモートセンシング記録の安全管理措置は、衛星リモートセンシング記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該衛星リモートセンシング記録の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第四章 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

(認定)

第二十一条 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者(特定取扱機関を除く。)は、申請により、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 衛星リモートセンシング記録の区分
- 三 衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法
- 四 衛星リモートセンシング記録の管理の方法
- 五 衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所
- 六 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

- 一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律その他国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがある行為の規制に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ロ 第十七条第一項の規定により許可を取り消され、又は第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者
 - ハ 国際テロリスト
 - ニ 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ホ 法人であつて、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
 - ヘ 個人であつて、その内閣府令で定める使用人のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

二 申請者が当該申請に係る区分に属する衛星リモートセンシング記録を取り扱うことについて、申請者による衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法、衛星リモートセンシング記録の分析又は加工を行う能力、衛星リモートセンシング記録の安全管理のための措置その他の事情を勘案して、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

4 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。(変更の認定等)

第二十二条 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認定について準用する。

(帳簿)

第二十三条 第二十一条第一項の認定を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、その衛星リモートセンシング記録の取扱いの状況について、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、内閣府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(認定証の返納)

第二十四条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)を内閣総理大臣に返納しなければならない。

- 一 第二十一条第一項の認定が取り消されたとき
 - 二 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき
- 2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる

場合のいづれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、認定証を内閣総理大臣に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人若しくは破産管財人又はこれらの者に相当する義務を負う者
三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の代表者

(認定の取消し等)
第二十五条 内閣総理大臣は、第二十一条第一項の認定を受けた者(外国取扱者を除く)が次の各号のいづれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

- 一 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供したとき。
- 二 第十九条第一項又は第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三 偽りその他不正の手段により第二十一条第一項又は第二十九条第一項の認定を受けたとき。
- 四 第二十一条第三項各号のいづれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。
- 五 第二十九条第一項の規定により認定を受けなければならぬ事項を同項の認定を受けたうえで変更したとき。
- 六 第三十条第一項の規定により第二十一条第一項又は第二十九条第一項の認定に付された条件に違反したとき。

2 前項の規定による認定の効力の停止を受けた者は、速やかに、認定証を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の効力の停止の期間が満了した場合において、前項の規定により認定証を提出した者からその返還の請求があつたときは、直ちに、当該認定証を返還しなければならない。

第二十六条 内閣総理大臣は、第二十一条第一項の認定を受けた者(外国取扱者に限る。第三号において同じ)が次の各号のいづれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一 第十九条第三項において読み替えて準用する同条第一項又は第二十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による請求に応じなかつたとき。

二 前条第一項第一号又は第三号から第六号までのいづれかに該当するとき。

三 内閣総理大臣が、この法律の施行に必要な限度において、第二十一条第一項の認定を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の効力の停止について準用する。

第五章 内閣総理大臣による監督
(立入検査等)

第二十七条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、衛星リモートセンシング装置使用者若しくは衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く)に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)
第二十八条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)
第二十九条 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者が第八条、第九条若しくは第十条第三項の規定に違反していると認めるとき又は衛星リモートセンシング装置使用者が第十三条第六項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第二項の規定に違反して終了措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者を除く)が第十八条第一項若しくは第二項又は第二十条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定は、衛星リモートセンシング記録保有者(外国取扱者に限る)について準用する。この場合において、同項中「命ずる」とあるのは、「請求すると読み替へるものとする。」(許可等の条件)

第三十条 第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十一条第一項若しくは第二十九条第一項の認定(次項において「許可等」という。)には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可等に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第六章 雑則
(経過措置)
第三十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(内閣府令への委任)
第三十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第七章 罰則
第三十三条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置の使用を行った者
二 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可、第十三条第一項、第三項若しくは第四項の認可又は第二十九条第一項若しくは第二十条第一項の認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更した者
四 第十条第一項の規定に違反して衛星リモートセンシング装置から送信された検出情報電磁的記録を受信した者

五 第十五条第四項の規定に違反して再開信号又はその作成方法に関する情報を提供した者
六 第十七条第一項、第十九条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者
七 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供した者

七 第十八条第三項の規定に違反して衛星リモートセンシング記録を提供した者

八 第二十二條第一項の規定に違反して第二十二條第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第三十四條 第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項、第十一條、第十三條第二項、第十五條第二項又は第二十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條第一項若しくは第二十三條第一項の規定に違反して帳簿を備えず、若しくは帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第十二條第二項若しくは第二十三條第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十四條第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

四 第二十五條第二項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して認定証を提出しなかつた者

第三十六條 第三十三條(第六号(第十九條第一項及び第二十九條第二項に係る部分に限る。))及び第七号に係る部分に限る。以下この条において同じ。の罪は、日本国外において第三十三條の罪を犯した者にも適用する。

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十三條から第三十五條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十四條第一項又は第十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四條第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四條の規定 公布の日

二 次條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二條 第四條第一項の許可又は第二十一條第一項の認定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第四條第二項又は第二十一條第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に地球を回る軌道に投入されている人工衛星に搭載されている衛星リモートセンシング装置の使用については、第四條第一項の許可の申請が行われた場合(この法律の施行前に前條の規定により行われていた場合を含む。)における当該衛星リモートセンシング装置の使用についての第六條(第七條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び第十七條第一項第三号の規定の適用については、第六條中「次の各号」とあるのは「第二号から第四号まで」と、同号中「第六條各号」とあるのは「第六條第二号から第四号まで」とする。

2 前項の場合において、内閣総理大臣が第四條第一項の許可をしたときは、当該許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用については、第八條、第九條及び第十條第三項の規定は、適用しない。
(政令への委任)

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年十一月十五日印刷

平成二十八年十一月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K